



Japan Mobility Show

Japan Mobility Show 2025
Startup Future Factory 出展要項

Ver. 2025.08.14
抜粋稿



項目	ページ数
Japan Mobility Show2025について	
1.全体概要	P.3
2.会場アクセス	P.4
3.会場MAP	P.5
Startup Future Factoryについて	
1.実施概要	P.7
2.開催目的	P.8
3.参加カテゴリー一覧	P.9
4.全体MAP	P.10
スケジュール	
全体スケジュール	P.12
会期中スケジュール①	P.13
会期中スケジュール②	P.14
申請関連	
申請一覧	P.16
出展について	
1.出展条件	P.18
2.基本ルール	P.18-19
3.出展物 / 保全と保護 / 損害責任・管理責任・保険について	P.20
4.告知について	P.21
5.映像・画像の記録・著作物の対応について	P.22
6.開催時間変更・中止について	P.23
7.禁止事項について	P.23-24
8.キャンセルポリシーについて	P.24
9.その他	P.25
10.本要項の違反および解釈の疑義について	P.26

項目	ページ数
出展ブース施工について	
1.出展ブースについて(スタートアップ/部工会)	P.28
2.使用区画について	P.29
3.レイアウト・装飾・展示品申請について	P.29
4.原状復帰について	P.29
5.高さ制限について	P.29
6.施工にあたっての注意	P.30
7.重量制限について	P.31
8.床面工事(アンカーボルトの使用)	P.32
危険物の取り扱いについて	
1.危険物申請について	P.34-36
2.危険物持込貯蔵取扱について	P.37-39
3.車両展示について	P.40
防火、消防申請について	
1.防火規定とその申請	P.42-43
2.火器の使用	P.44
3.消防申請について	P.45
4.消防用設備等の維持管理について	P.45
インフラ関連	
1.電気関係	P.47-48
2.インターネット接続サービスについて	P.49
運営諸注意事項	
1.実施内容について	P.51
2.音響について	P.52-53
3.物品の配布について	P.54
4.出展ブース内 配信・収録について	P.54
5.入門証関連	P.55
6.関係者導線	P.56
7.廃棄物処理・清掃について	P.57
8.その他、諸注意事項	P.58

項目	ページ数
搬入・搬出について	
1.宅配業者による搬入・搬出について	P.60-64
2.車両による搬入・搬出について	P.65
3.搬入・搬出 車両ルート	P.66
4.駐車場の利用について	P.67
オプション備品について	
1 オプション備品について	P.69
2 オプション備品イメージ	P.69-72
問い合わせについて	
お問い合わせ・緊急連絡先一覧	P.74

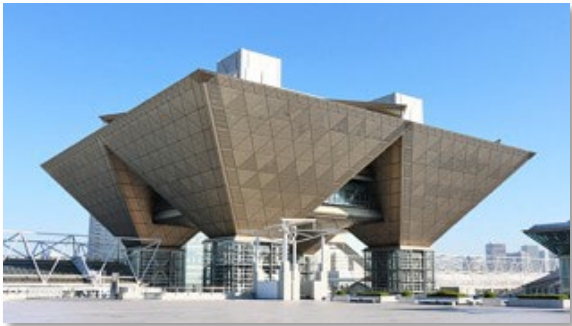
Japan Mobility Show

Japan Mobility Show 2025 について

1.全体概要

※内容は今後、変更になる可能性があります。予めご了承ください。

開催期間：2025年10月29日 水 — 11月9日 日



主催：一般社団法人 日本自動車工業会(JAMA)

会場：東京ビッグサイト(東・西・南展示棟)

※大規模修繕工事対象ホール(東1-3ホール)を除く全館利用

日程	曜日	開催時間	名称
2025/10/29	水	8:00 - 18:00	プレスデー
2025/10/30	木	8:00 - 13:00	
		13:30 - 18:00	オフィシャルデー (オープニングセレモニー等招待者)
2025/10/31	金	9:00 - 19:00	特別招待日／ 障がい者手帳をお持ちの方の特別見学日
		13:30 - 19:00	一般公開日 (9:00 ～ 10:00は、入場可能な特別チケットをお持ちの方のみ入場可能)
2025/11/1 2025/11/9	土 日	平日 : 10:00 - 19:00 土曜／祝日 : 9:00 - 19:00 日曜 : 9:00 - 18:00	

■ Japan Mobility Show 2025 について

2.会場アクセス

電車でお越しの方

- りんかい線「国際展示場」駅(下車 徒歩約7分)



- ゆりかもめ「東京ビッグサイト」駅(下車 徒歩約3分)



空港からお越しの方

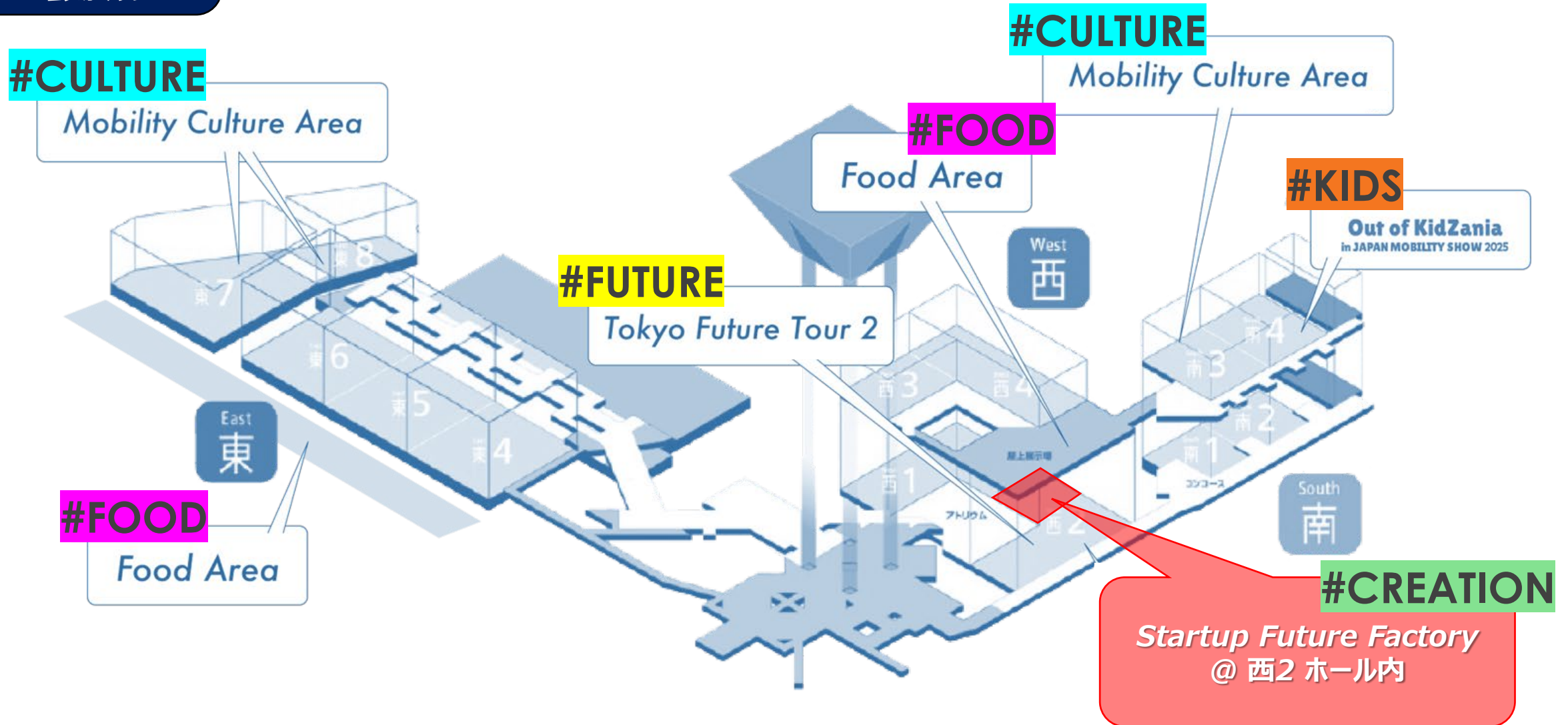
- 羽田空港から(リムジンバス)



最寄り駅からのアクセスマップ



3.会場マップ



※変更になる可能性があります。

Startup Future Factory

The logo consists of a central green circle with a diagonal line from the top-left to the bottom-right. To the top-right of the circle is a small yellow circle, to the bottom-right is a small pink circle, and to the top-left is a small grey circle.

Startup Future Factory について

1.実施概要

名称	Startup Future Factory
会場	東京ビッグサイト 西2ホール内 (〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1)
開催期間	・2025年10月29日(水)～11月9日(日)：計12日間 【10月29日(水)】08:00-18:00 (プレス) 【10月30日(木)】08:00-13:00 (プレス) / 13:30-18:00 (オフィシャル・オープニングセレモニー等招待者) 【10月31日(金)】09:00-19:00 (特別招待日) ※9:00～13:30は特別招待者と障がい者手帳をお持ちの方のみ入場可/一般公開は13:30以降) 【11月01日(土)-11月09日(日)】 ・平日：10:00-19:00 ・土・祝：09:00-19:00(※09:00-10:00は特別チケット所有者のみ) ・日：09:00-18:00(※09:00-10:00は特別チケット所有者のみ)
開催目的	『ワクワクする未来』を創り出す 豊かで夢のあるモビリティ社会を創りたい」この想いを推し進めるべく、2025年も、未来を担うスタートアップ企業が一堂に会し、事業会社等の企業同士のビジネス共創のきっかけを創出
出展枠	A：10月29日(水)～11月01日(土) ※10月28日(火)13:00-15:30 設営/ 11月01日(土)19:00-20:30 撤去 B：11月02日(日)～11月05日(水) ※11月01日(土)21:00-23:30 設営/ 11月05日(土)19:00-20:30 撤去 C：11月06日(木)～11月09日(日) ※11月05日(水)21:00-23:30設営/ 11月09日(土)18:00-19:30 撤去 23年Pitch Contest & Awards グランプリ企業(通期)：10月29日(水)～11月09日(日) ※10月28日(火)13:00-15:30設営/ 11月09日(土)18:00-19:30 撤去
出展カテゴリー	①：移動がもっとスイスイ・ワクワク / ②：地球のことを考えてつくり方から新しく ③：暮らす・働くを支える仕組みをアップデート / ④：そんなことまで！？ 広がるモビリティ
入場料	エリア内入場料無料 ※ただし、Japan Mobility Show 2025 (全体)は有料
事務局	Startup Future Factory 出展事務局

2.開催目的

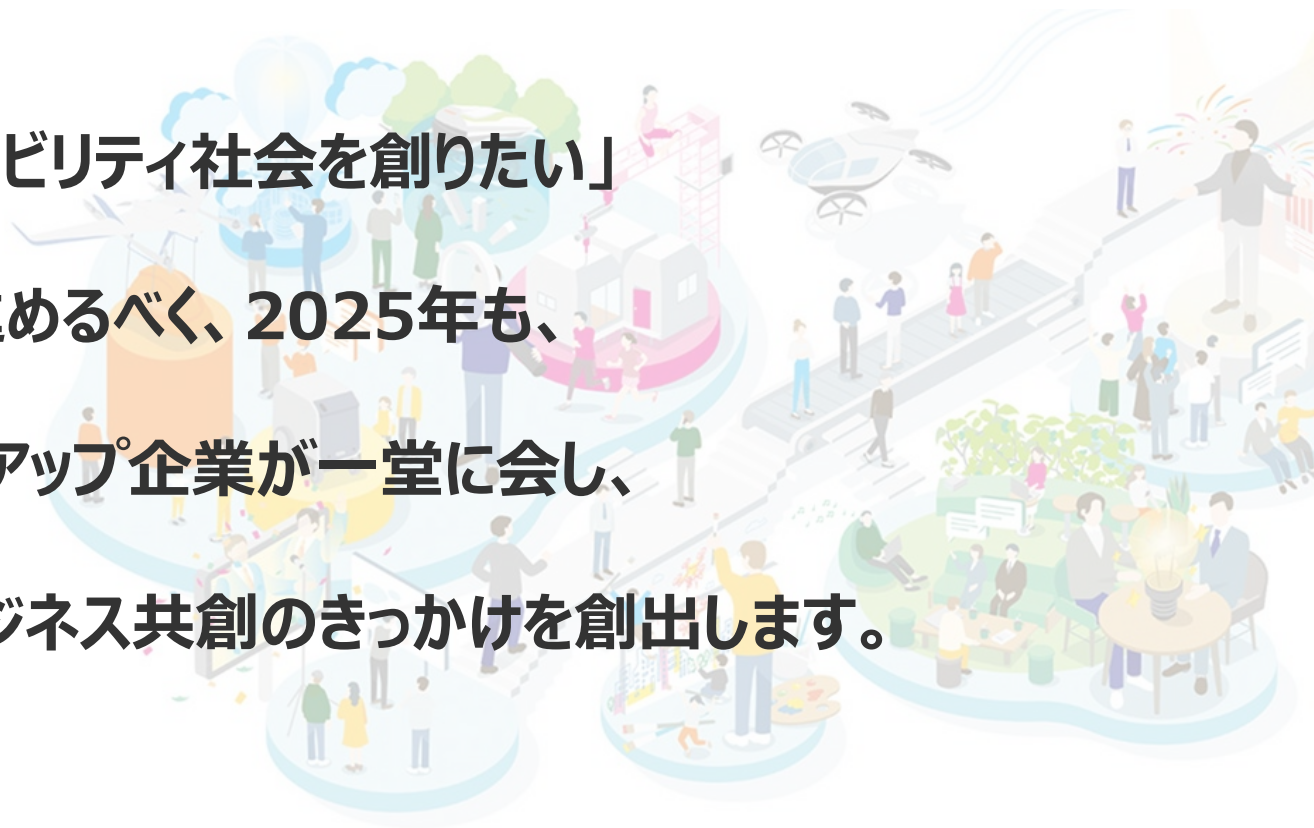
『ワクワクする未来』を創り出す

「豊かで夢のあるモビリティ社会を創りたい」

この想いを推し進めるべく、2025年も、

未来を担うスタートアップ企業が一堂に会し、

事業会社等の企業同士のビジネス共創のきっかけを創出します。



3. 参加カテゴリー一覧

様々な技術やサービスが、生活者にとって「どんなことをもたらしてくれるのか」生活者視点でよりわかりやすく表現した、以下の4つのカテゴリー

1 移動がもっとスイスイ・ワクワク

電気自動車や自動運転技術、充電インフラの普及を通じて、誰もが快適に移動できる社会を実現し、移動の自由度をさらに上げていく

KEYWORD

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| #電動化(EV・PHEV・FCEV等) | #メンテナンスの高度化(中古査定・整備士マッチング等) |
| #新たな移動手段(電動二輪、自動配送ロボット等) | #都市交通のDX(AI信号・スマート交差点等) |
| #自動運転(レベル4・MaaS等) | #移動のバリアフリー(高齢者・障がい者MaaS等) |
| #シェアリングモビリティ(カーシェア・ライドシェア等) | #公共交通の最適化(データ連携・オンデマンド交通等) |
| #充電インフラ整備(V2X・ワイヤレス充電等) | #スマートパーキング(自動精算・EV充電対応等) |
| #ラストワンマイル交通(エスクーター・小型EV等) | #地域密着型モビリティ(観光MaaS・自立走行運転車両:AMV等) |

3 暮らす・働くを支える仕組みをアップデート

AIやデータ活用を通じて、交通・物流・環境問題を解決し、自動運転やスマートシティの発展を促進。安全で持続可能な社会インフラの実現、働き方改革を進め、より効率的な社会を築く。

KEYWORD

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| #スマートシティ(都市OS・データ連携等) | #AI・生成AIの活用(自動運転・ルート最適化等) |
| #MaaSの進化(オンデマンド交通・サブスク型移動等) | #IoT/センサー活用(リアルタイム交通監視・安全運転支援等) |
| #自動運転の普及(ロボタクシー・AI運行管理等) | #環境負荷の低減(カーボンフリー物流・電動トラック等) |
| #物流DX(自動配送・ドローン物流等) | #働き方改革(リモートワーク対応・移動時間の有効活用等) |
| #都市交通の最適化(AI信号・渋滞削減等) | #労働力不足解消・労働生産性向上(人員の最適化・リスキリング等) |
| #防災(非常用電源・災害時支援等) | |

2 地球のことを考えてつくり方から新しく

半導体や電池等の重要部品の安定供給を確保、リサイクル技術やサーキュラーエコノミーを推進し、日本のモノづくりを支え、持続可能な社会と強い産業基盤を築いていく

KEYWORD

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| #高度なもののづくり(3Dプリンタ・CAD等) | #スマートファクトリー(自動化・省人化・エッジAI活用等) |
| #持続可能なモビリティ(環境配慮型素材・軽量化技術等) | #水素エネルギー活用(FCV・水素ステーション等) |
| #電池リサイクル(リユース・サーキュラーエコノミー等) | #グリーンインフラの推進(ゼロエミッション工場等) |
| #次世代半導体(低消費電力・国産化等) | #バイオガス発電(メタン発酵・小型プラント等) |
| #資源循環(3R・CO2回収・SAF等) | #再生可能エネルギー(太陽光発電、地熱発電等) |
| #脱炭素、カーボンニュートラル(CO2可視化、非化石証書) | #エネルギーマネジメントシステム(余剰電力、蓄電/蓄熱等) |
| #地産地消のモノづくり(地域経済振興・分散生産等) | |

4 そんなことまで！？ 広がるモビリティ

車内エンタメの進化やヘルスケア機能の充実により、より楽しく、より快適で、移動そのものが豊かな体験へと変わる未来を創出・移動の価値を向上させていく

KEYWORD

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| #パーソナライズドモビリティ(SDV・カスタマイズUI等) | #モビリティサブスク(オンデマンドカー・定額サービス等) |
| #車内エンタメの進化(5G・メタバース等) | #観光MaaSの進化(地域特化型・移動型ホテル等) |
| #快適な移動空間(静音設計・自動車内リビング等) | #デジタルツインの活用(リアルタイム交通予測等) |
| #ヘルスケア(健康管理・リラックス機能等) | #IoT・センサーの活用(生体認証・快適温度調整等) |
| #シームレスな移動体験(スマートキー・顔認証等) | #生成AIの活用(カスタム運転アシスト・音声アシスタント等) |

4.全体MAP

詳細につきましては、8月上旬にてご案内いたします。

Startup Future Factory

スケジュール

■ 全体スケジュール

2025年

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

全体

6月下旬
メディアレク

- 概要/正式名称発表
- イメージビジュアル公開

★7月上旬
出展者説明会①

出展にあたっての
ご案内
(出展規程等)

★7/7(月)
出展者管理システム
ご案内

9月上旬
メディアレク

- 参加企業
- チケット発売開始

10月中旬
メディアレク

- 参加企業/展示発表(再掲)

各種
申請
関連

出展者

事務局

★8月上旬
コマ位置ご案内

★8/6(水)
基本情報期限

提出

★8/29(金)
詳細情報
申請期限

提出

決定

★9月下旬
ご案内送付

マニュアルご案内

出展準備

開幕発信
(予定)

閉幕発信
(予定)

ご提出いただいたロゴを
PRに活用する可能性があります

確認

注文書を
出展者管理システムにて
ダウンロードいただき、
社判捺印の上、
アップロードしてください

★9月下旬～10月中旬
出展者入門証、搬入搬出車両ステッカー等
送付

★10月中旬
割引チケット等
送付

10/29(水)
～
11/9(日)

JMS
2025
本番

精算
関連

出展者

事務局

ご確認
ご調整

請求書
送付

★7月中旬
出展料
請求書送付

入金

確認

★8/6(水)
参加費用
入金期限

ご確認
ご調整

請求書
送付

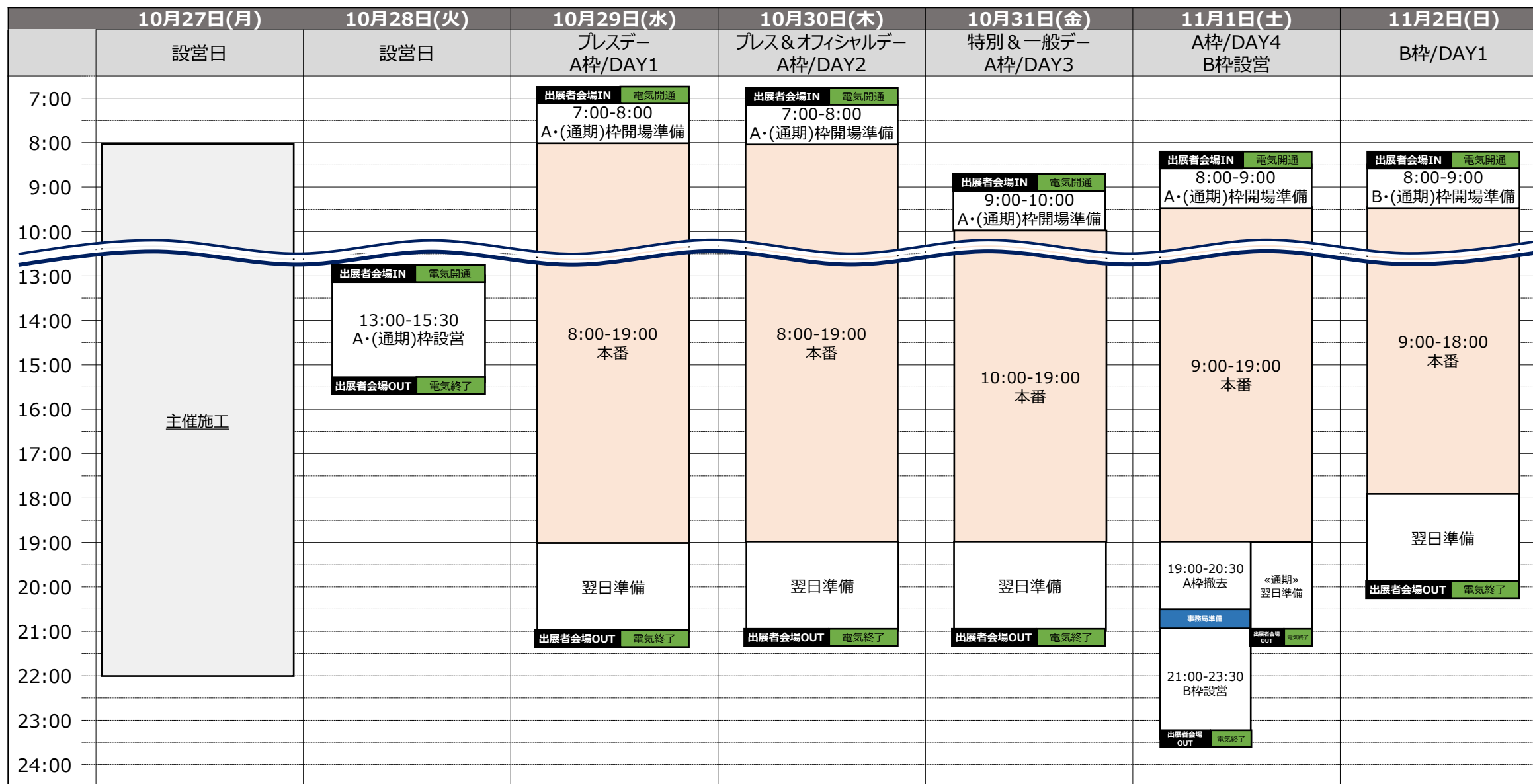
★9月中旬
オプション・一般入場券等
請求書送付

入金

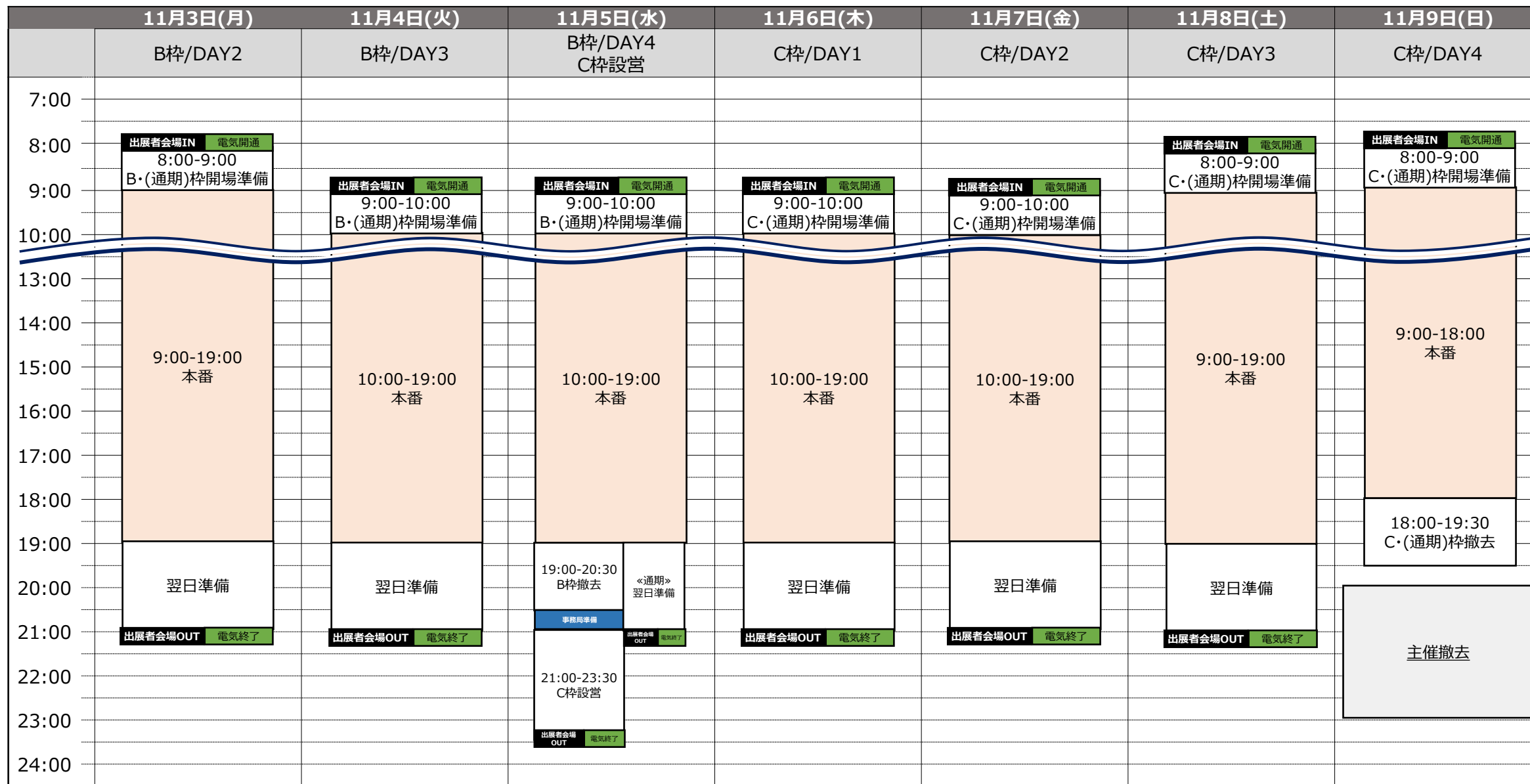
確認

★10月上旬
オプション費用等
入金期限

■ 会期中スケジュール①



■ 会期中スケジュール②



Startup Future Factory

申請関連

申請一覧

●ご利用の有無にかかわらず、【Startup Future factory ブース出展 出展者管理システム】よりご登録ください。

申請項目		入力区分	申請期日	ご請求 (有料オプション)	備考
出展者登録		必須	8/6	—	
出展内容申請	1 展示物情報	必須	8/29	—	
	2 ブース装飾・危険物持込申請	必須	8/29	—	
	3 インフラ関係	必須	8/29	—	
	4 ワイヤレスマイク申請	必須	8/29	—	
	5 搬入・搬出申請	必須	8/29	—	
	6 サンプル申請	必須	8/29	—	
	7 アンケート申請	必須	8/29	—	
	8 広報申請	必須	8/29	—	
	9 各種書類送付先情報	必須	8/29	—	
	10 オプション備品申請	任意	8/29	—	
一般入場券割引購入などの申請	①一般入場券割引購入などの申込	任意	8/29	●	
	③社判捺印済「注文書」のアップロード	(※)任意	9/5	—	(※)①一般入場券割引購入などの申込をされた出展者は必須
オプション備品	①オプション備品申込	任意	8/29	●	
	③社判捺印済「注文書」のアップロード	(※)任意	9/5	—	(※)①オプション備品申込をされた出展者は必須

有料オプションをご利用の場合は指定の銀行口座にお振込みください。(指定口座は請求時にご案内します。)
 なお、手形によるお支払いはお断りします。振込手数料は、出展者の負担とさせていただきます。

Startup Future Factory

出展について

1. 出展条件

- ・Japan Mobility Show 2025 (以下「本ショー」といいます。) 開催期間の指定期間(搬入出時)を通して展示可能なモノ・サービスであること。本番期間中の設営、撤去はできません。
- ・出展するモノ・サービスの概要がわかる資料(企画書・説明書・該当写真等)が提出できるもの。
- ・稼働、実演等が可能なモノ・サービスであることが望ましい。
- ・音量等発生する場合は、JMS2025部門出展規程 等の上限に従うこと。
- ・製品展示に係る什器は、出展製品ご提供者様にて手配をお願いします。
※電気、ネット回線等、必要な場合は、あらかじめ申請をお願いします。
- ・来場者に分かりやすいテーマごとにエリアを分け、出展して頂きます。ブースの配置は、一般社団法人日本自動車工業会(以下、「主催者」という)側にて申込内容を鑑みて一任とさせていただきます。
- ・企業ロゴ、出展製品画像及び映像データのご提供をお願いする場合がございます。
- ・主催側で実施する演出にご協力をいただく可能性がございます。
- ・破産・民事再生法または会社更生法の手続き中である者、または金融機関から当座取引停止処分を受けている者の出展はできません。
また、Startup Future Factory事務局(以下、「事務局」という)が上記に等しいと認めた場合も同様とします。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等(総称して「反社会的勢力」という。)の出展はできません。
- ・代理者(事務局の認めた団体を含む)を通して申し込む場合には、事務局は代理者を通じて連絡を行ない、代理者は全てに対し責任を負うものとします。

2. 基本ルール

【2-1 出展について】

- ・本要項は本ショーを円滑に運営するため、出展にあたり遵守いただきたい諸規則について記載します。
出展者の皆様におかれましては、出展要項をご一読のうえ、出展の準備をお願いします。
また、事務局ではすべての作業をこの実施要項に従い実施しますので、提出書類・申請は指定の期限内にご提出いただきますようお願いいたします。
※Startup Future Factory出展者様向けにわかりやすく簡素化した内容となっております。詳細の規程は、下記部門出展の規程をご参照ください。
<https://www.japan-mobility-show.com/utility/regulations.pdf>
※今後内容に変更がある場合は事務局よりご案内します。また、出展内容につきまして、必要に応じて調整させていただく場合があります。

【2-2 出展内容の決定と申請について】

- ・各出展内容は、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展者登録】にて申請ください。**
事務局では、提出いただいた申請書をもとに、会場、消防等関係各所にまとめて届出を実施します。
申請書の提出が遅れた場合、関係各所への届出に支障をきたす場合や予定されている展示ができなくなる場合がありますので、期限の遵守をお願いします。

2.基本ルール

【2-3 法令遵守】

- ・出展者は各自日本国の法令を遵守するものとします。

【2-4 スケジュールの遵守】

- ・出展者は搬入・開催スケジュール・搬出について、事務局の指定する日時を遵守し、指定日時以外は原則一切の搬入出作業を行わないものとします。

【2-5 出展者間の紛争の処理】

- ・出展者和其他の出展者との間で生じた出展物または出展物に関する広告及び知的財産権並びに出展ブースの使用に関する紛争、その他すべての紛争は、関係する出展者間で解決されるものとし、主催者及び事務局は何ら責任を負わないものとします。

【2-6 共有控室について】

- ・共有控室につきましては、会場内にご用意予定ですが、**詳細につきましては出展者マニュアルにてご案内します。(9月下旬予定)**

【2-7 資材管理に関して】

- ・原則、指定場所内もしくは持ち帰りにて各社にてご対応ください。
※指定場所につきましては、**出展者マニュアルにてご案内します。(9月下旬予定)**
- ・指定エリアからはみ出して占有している場合は、事務局スタッフからお声掛けする場合があります。
- ・共有資材置き場の盗難・紛失等につきましては、主催者及び事務局ならびに東京ビッグサイトでは責任を負いかねます。手荷物・貴重品は利用者各自の責任で管理をお願いします。

【2-8 出展内容の変更について】

- ・出展製品・出展プロダクトに関しましては、変更をご要望の場合、事務局へご相談ください。

【2-9 出展位置・会期の割当について】

- ・出展者の出展位置・出展会期につきましては、事務局が調整し決定します。確定次第ご連絡をいたします。
- ・決定後であっても重要な理由に基づく場合には、出展位置を一部変更することがあります。出展者は、この変更を理由に出展の取消しや賠償請求等苦情の申し立てはできません。

3.出展物 / 保全と保護 / 損害責任・管理責任・保険について

【3-1 出展物の条件】

- ・出展物は、出展者自身が製造した製品等に限定します。但し、第三者との共同事業・協業による製品やサービス等、主催者及び事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- ・出展物は原則として日本の国内法に照らし、これに触れる場合は出展することができません。
- ・比較展示を行う場合は、原則として自社及び自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえ、他社に迷惑が及ばないよう表示してください。これに反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。
この要請により生じた出展者の損害等に関して、主催者及び事務局は一切補償しません。
- ・工業所有権に関する出願前出展物について、出展製品の公開・発表に際して「特許」、「実用新案」又は「商標」出願を検討する出展者においては、直接特許庁・総務課までお問い合わせください。

【3-2 出展物の保全・維持管理と来場者の保護及び損害責任・管理責任・保険】

- ・主催者及び事務局は、来場者の安全・保護並びに会場管理、保全、秩序の維持のため、管理要員および警備員の配置等の対策を講じますが、各出展者は開場時間中、自己の出展応対、出展物の保全、維持管理にあたってください。
尚、各種施設や傷害・損害保険への加入等必要な予防措置を講じ、盗難防止等の措置を独自で施してください。
エリアに常駐し、来場者の混雑時を想定した出展ブースの設計、来場者動線の確保等の雑踏対策を講じてください。
- ・出展者は、出展責任者(副責任者等含む)を選任し **2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展者登録】にて申請ください。**
- ・出展責任者または副責任者のうち1名の常駐をお願いします。
- ・万一事故が発生した場合には、直ちに事務局に届け出るとともに、出展者の責任において解決してください。
- ・展示施設は天災、火災等の発生時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難および消防活動等の初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行ない、また確認をお願いします。
- ・出展者が会場において、来場者、他の出展者およびその他第三者に対し人身または物的損害を生じさせた場合には、当該出展者の責任とし、主催者及び事務局は何ら責任を負わないものとします。
- ・主催者及び事務局は会場全般の管理、並びに来場者に支障をきたすと判断した内容については、出展者に対して必要な対策を依頼し、実演等の制限、または中止を求めることがあります。
- ・出展者の実演等により万一事故が生じた場合、主催者及び事務局は責任を負いません。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに事務局まで連絡してください。
- ・主催者及び事務局は、搬入搬出期間を含めた期間中、天災、火災・事件・事故・盗難・紛失・損傷等、その他不可抗力により人身および物品に対するあらゆる障害・損害が生じた場合、その責任を負いません。
- ・展示物等の運搬に関する全ての工程(貴社～展示会場)の輸送保険、及び会期中の展示物等に関する保険につきまして、出展者様のご負担となります。
- ・事務局が加入するイベント保険は賠償責任保険と傷害保険となり、出展に関わるものではございませんので、予めご了承ください。
その為、会場において来場者、他の出展者およびその他第三者に対し人身または物的損害を生じさせた場合のために、各自にて保険への加入をお願いします。

4.告知について

【4-1 出展の告知・PRについて】

- ・ Japan Mobility Show 2025 または、Startup Future Factory に出展する旨の告知・PRにつきましては出展者説明会以降可能です。

【4-2 Japan Mobility Show 2025 公式ロゴの利用】

- ・ Japan Mobility Show 2025 の公式ロゴの提供は、出展者管理システムにて行います。
 - ・ 自社サイト等で Japan Mobility Show 2025 出展の告知をするにあたって、公式ロゴを使用することは可能ですが、ご使用の際には下記のことをお守りください。
 - ロゴの縦横比を変えたり、色を変える等、手を加えることはできません。
 - 使用主体が主催者であると誤解されないように、Japan Mobility Show 2025 が あくまでもサブとなるような使用方法にしてください。
- ※詳しくは、ロゴと同時に共有させていただく、ロゴマニュアルをご確認ください。

【4-3 Startup Future Factory 公式ロゴの利用】

- ・ Startup Future Factory の公式ロゴの提供は、出展者管理システムにて行います。
 - ・ 自社サイト等で Startup Future Factory 出展の告知をするにあたって、公式ロゴを使用することは可能ですが、ご使用の際には下記のことをお守りください。
 - ロゴの縦横比を変えたり、色を変える等、手を加えることはできません。
 - 使用主体が主催者であると誤解されないように、Startup Future Factory が あくまでもサブとなるような使用方法にしてください。
- ※詳しくは、ロゴと同時に共有させていただく、ロゴマニュアルをご確認ください。

5.映像・画像の記録・著作物の対応について

【5-1 搬入出期間の撮影について】

- ・搬入期間における会場内の様子を、カメラ・携帯電話・スマートフォン等により撮影することやSNS、ブログ等へ投稿することは、出展物の情報漏洩防止のためご遠慮ください。
出展者は、従業員・係員・作業員等への周知徹底をお願いします。
ただし、出展者による記録用の撮影や事務局もしくは事務局が業務を委託している者の記録用の撮影は除きます。

【5-2 事務局による撮影について】

- ・記録や広報プロモーション、公式サイトやSNS、資料映像作成のために、事務局スタッフおよび事務局が指定したスタッフが会場内の取材・撮影を行います。
- ・撮影した各出展者の映像・画像権利については、主催者及び事務局が無償で使用することを承諾したものとします。
- ・出展者は上記取材・撮影にご協力していただくとともに、広報・宣伝活動のために本取材内容
(出展の模様、運営/出演スタッフ、協力/関係会社スタッフの映像、画像、肖像、記事、音声等)を使用することを承諾したものとします。

【5-3 報道関係者による取材・撮影】

- ・報道関係者にはプレスカードを発行します。報道関係者は独自に会場内の取材・撮影を行いますので、来場された際には取材・撮影にご協力ください。

【5-4 本番期間の出展者による撮影について】

①来場者を撮影する場合

- ・来場者を撮影する場合は、写真や動画の使用目的等を明らかにし、必ず本人からの許諾の取得をお願いします。
併せて、来場者とのトラブルは、各社にてご解決いただくようお願いいたします。

②他社の展示品等の撮影

- ・他社に許可なく他社の展示品等を撮影することはできません。出展者間のトラブルは、各社にてご解決いただくようお願いいたします。

【5-5 出展物の著作権について】

- ・使用する動画やプレゼンテーション資料、音楽等につきましては、第三者の著作権やその他の権利を侵害しないよう、出展者にて許諾を取得していただき、必要な権利処理をお願いします。なお、第三者の権利侵害等の問題が生じた場合、あるいはその結果、第三者に損害を与えた場合は、出展者側で責任をもってご対応をお願いします。

6.開催時間変更・中止について

- ・地震・台風・火災等の天災、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により展示会開催が著しく困難となった場合、主催者及び事務局は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、主催者及び事務局が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し、合わせてホームページ等を通じ公表します。
- ・上記決定及び実行により被る出展者の損害については、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。また、この変更を理由に出展製品のご提供を取消しをすることはできません。
- ・不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用については補償しません。

7.禁止事項について

【7-1 出展ブースの転貸、売買、譲渡、交換】

- ・出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、出展ブースの一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

【7-2 迷惑行為】

- ・出展ブース外の空間および通路上における来場者に対する強引な出展ブースへの誘導やデモンストレーションは禁止します。また、極端に執拗な製品説明等も迷惑行為と見なし、禁止する場合があります。

【7-3 個人情報収集を主目的とした出展の禁止】

- ・自社が取り扱う製品の展示や商品・サービスのPRをすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。

【7-4 出展ブース外の使用禁止】

- ①出展ブース周辺の通路に来場者を多数滞留させることはできません。
- ②出展ブースの区画外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為及びこれに類する行為はできません。
- ③出展ブース周囲の通路及び出展ブース区画外の空間を利用したプレゼンテーション行為は一切禁止します。
また、出展ブース周囲の通路及び出展ブースの裏側を利用した出展物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等の設置や来場者の待機列の設置はできません。
- ④照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。

【7-5 出展物の販売契約】

- ・出展物の販売契約は自由です。但し、即売は原則禁止とします。また、売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量等を表示したりすることも禁止します。

7. 禁止事項について

【7-6 アンケートやリーフレット等広告宣伝物の配布の禁止】

- ・不特定多数の来場者に対しての、アンケートやリーフレット等広告宣伝物の配布等はできません。
ただし、説明、体験をいただいた来場者に対しての配布・アンケートの実施は可となりますが、出展者にて個人情報保護法の要件を満たした行為や対応をお願いします。
配布物は、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:6 サンプル申請】にて申請ください。**
アンケートは、**2025年8月29日(金)までに、出展者ページ【出展内容申請:7 アンケート】にて申請ください。**

【7-7 模倣品・偽造品の展示等の禁止】

- ・第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。)を侵害する物品(以下「模倣品・偽造品」という。)を、展示し、配布し又は上映することその他一切の行為は、禁止します。
- ・出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当し又は該当する可能性が高いと事務局が判断した場合、事務局はその裁量により、当該物品の撤去その他の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、事務局の措置に異議を述べないものとします。
- ・出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して事務局が行なう調査に協力するものとします。
- ・出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

8. キャンセルポリシーについて

- ・出展確定後の出展キャンセルはお受け致しかねます。やむを得ず出展が取りやめとなった場合は事務局で協議のうえ、キャンセル料を決定させていただきます。
- ・原則入金後の返金対応は致しません。主催者都合による中止の場合については協議により決定いたします。

9.その他

【9-1 免責】

- ・主催者及び事務局は、主催者及び事務局の債務不履行又は不法行為により出展者又は出展希望者に損害が生じた場合も、当該出展者又は出展希望者から主催者及び事務局に支払われた出展ブースに関わる費用(有料オプション等)の額を超えて賠償する責任を負わず、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については賠償する責任を負わないものとします。
- ・前項の定めにかかわらず、本要項の他の条項において主催者及び事務局の免責が定められている場合は、故意又は重過失が認められる場合除き、主催者及び事務局は出展者または出展希望者に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。

【9-2 出展者の個人情報の取扱】

- ・出展者は、本ショーを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守するものとします。
特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとします。
本ショーを通じて「個人情報」の該当者(本人)との間で紛争等が生じた場合は、
出展者の責任と費用において、これを解決するものとし、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。

【9-3 主催者及び事務局の個人情報の取扱】

- ・本ショーの主催者及び事務局は、個人情報取得に際し、適法かつ公正な手段によって行なうものとします。
出展のお申込、及び各種申請等で取得した個人情報は、当会主催の本ショーの運営及び各種業務を円滑に行なう目的に限定し、
主催者、事務局及び関係者(業務委託先含む)が共同使用致します。
(管理責任者:事務局、所在地:東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館、副会長・専務理事:松永明)取得した個人情報は、法令の定める場合を除き、
事前に本人の同意を得ることなく、事務局及び事務局関係者以外の第三者に提供致しません。また、業務委託先には個人情報を厳密に管理するよう義務付けます。

【9-4 本要項の変更・追加等】

- ・本要項に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、主催者及び事務局、出展者双方とも誠意を持って解決を図ることとします。
両者間の協議にも関わらず解決しない場合には、出展者は最終的に主催者及び事務局の決定に従うものとします。
主催者及び事務局は必要があると判断した場合は、出展者に通知の上、本要項を改訂又は追補することができます。
主催者及び事務局は、本ショーの運営を円滑に実行するために、各種要項等の制定、修正を行うことができるものとします。

10.本要項の違反および解釈の疑義について

事務局は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、何ら催告をすることなく出展申込を解除することができるものとします。

- ①事務局が、出展者の施工・装飾およびその運営方法について本要項に違反したと判断した場合には、事務局より出展者に改善の申し入れを行います。
- ②上記①の申し入れを行っても改善が図られない場合、また本要項の解釈に疑義が生じた場合には、事務局によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、出展者は異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
- ③②により改善の申し入れを受けた出展者は、改善内容及び改善日程等を文書で事務局に提出してください。
- ④②により改善の申し入れを受けた出展者が改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出展者の次回以降の出展を認めないことがあります。
- ⑤本ショー、主催者及び事務局の信用を失墜する行為を行った場合
- ⑥主催者及び事務局の指示に従わない場合
- ⑦その他事務局と出展者の信頼関係が著しく破壊されたと事務局が判断する場合



出展ブース施工について

1.出展ブースについて

- **ブース広さ：約3m×奥行 約3m×高さ 2.7m(約9㎡)**
- **出展料：330,000円(税込み／小間)**
- **出展期間：【A】10/29-11/1 【B】11/2-11/5 【C】11/6-11/9**

● 基本パッケージに含まれる備品

備品	数量	備考
システムオクタラム	1式	出展ブース基礎施工
社名サイン	2枚	企業名 出展ブースタイトル(※文字のみ)
パンチカーペット	1式	グレー色
ハイチェア	1脚	高さ700mm程度
カウンター	1台	W990mm×D450mm×H900mm ※変更の可能性あり
電源	1口	1.5kw 平行コンセント
ネット環境	1式	全出展者共有のWi-Fi回線
照明	1式	出展ブース上部に設置

※調整中につきブースデザインが変更になる場合があります。

※ブース位置は事務局で決定します。

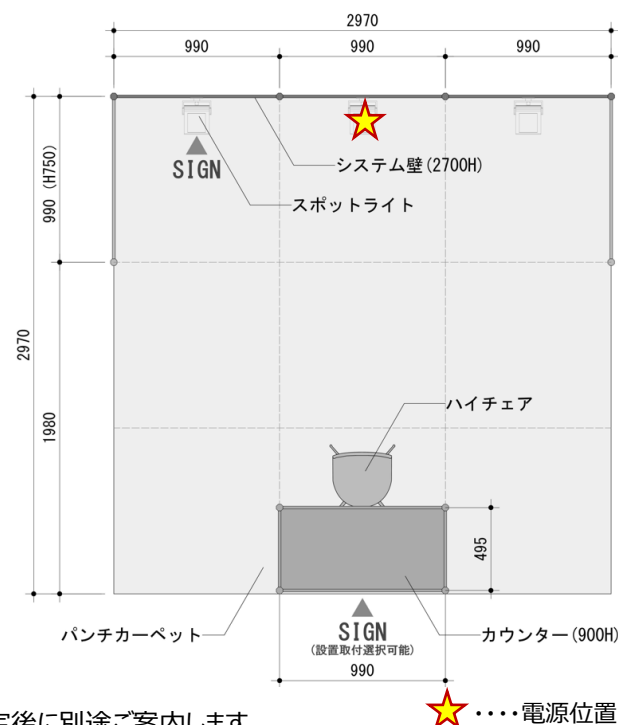
※出展ブース備え付けで1.5kw 平行コンセントを事務局で設置します。

★以降の配線につきましては出展者側にてご対応ください。

※追加装飾や展示物には制限があります。

※基本パッケージ以外の備品や装飾は、オプションプラン(有料)をご用意。詳細については、出展決定後に別途ご案内します。

※複数小間出展者において、レイアウト、並びに付帯設備についてはレイアウト決定後ご相談させていただきます。



※ブース画像はイメージです。

※画像の中の壁面ポスターパネルは出展者にてご準備ください。基本パッケージには含まれておりません。

2.使用区画について

- ・すべての装飾物・音響・照明機材等は出展ブース内に収めてください。
- ・出展ブース以外に荷物等を置く場所はありません。必ず出展ブース内に収容できるようにレイアウトしてください。
無断で出展ブース以外の使用は不可です。
改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出展者の次回以降の出展を認めないことがあります。
※事務局では、荷物・貴重品のお預かりは一切いたしませんのでご了承ください。
- ※通路、他の出展ブース等に資材を集積することや、かご台車を放置することを禁止します。
- ・消防署の指導により、会場内の安全管理上、来場者動線の確保が義務づけられています。出展ブースでのイベント時に発生する観客を通路に滞留させないよう、動線を確保してください。

3.レイアウト・装飾・展示品申請について

- ・出展者は、出展ブースのレイアウト・装飾・展示品の申請が必要となります。
出展ブースのレイアウト図(図面可)や設置する展示品(大きさ・使用・機能・電気使用の有無・危険物の可否等)や装飾物(次頁：防災規定に準ずるもの)等を記載し、
2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:2 ブース装飾・危険物持込申請】にて申請ください。
- ・ご提出いただいた申請情報をもとに、各種装飾施工規定に関して事前確認します。

4.原状復帰について

- ・装飾を施した場合および会場内諸設備を損傷した場合は、各撤去日実施終了の90分後までに完全に原状回復しなければなりません。
- ・回復が十分でない場合、または期限までに回復が行われず事務局が代わってこれを実施したときは、その回復に要した費用は当該出展者に請求します。

5.高さ制限について

- ・音響・照明機材や装飾施工物等、設置物の高さ制限は、2,700mm以下(パッケージブース高さに準ずる)
※スプリンクラー設備散水ヘッドの散水障害とならない内容に限らせていただくため、申請内容を確認したうえで変更をお願いする場合があります。

6. 施工にあたっての注意

【6-1 直接工作の禁止】

・施設や事務局にて用意する施工備品(システムパネルを含む)の維持管理保全等のため、以下のような直接工作は禁止します。

- | | | |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|
| (1) 釘、鋲類の打ち込み | (4) 接着剤を塗布しての貼り付け | (7) 看板等の支持物としての利用 |
| (2) 掘削、はつり、切断、ガス溶接 | (5) カッターナイフ等を直接施設にあてた工事 | (8) その他当施設を損傷する恐れのある一切の行為 |
| (3) ペンキ等塗料の直接塗布 | (6) 柱等への針金類の巻き付け | |

・システムパネルにつきましては以下施工のみ原状回復を条件として実施可能です。

- (1) サインパネルやポスター等を出展ブース壁面に取り付ける場合の、養生テープ・マジックテープ(ベルクロ)またはチェーンとS管
- (2) カッティングシート

【6-2 会場設営・撤去時の遵守事項】

・会場の設営・撤去にあたっては以下の事項を遵守してください。

- (1) 出展責任者(副責任者等含む)の選任
出展責任者(副責任者等含む)を定め安全管理に万全の策を講じてください。また、高所での作業等あるいは危険が伴うと想定される作業がある場合は必ずヘルメット等を着用し安全管理に努めてください。
- (2) 火気器具類等の使用制限
火気器具および火花を発生する機器類は会場内で使用しないでください。
- (3) 作業中の事故等の報告
作業中事故等があった場合は遅滞なく事務局までご連絡ください。また、救急車等を要請した時にも必ず一報してください。
火災や重大な事故等の場合は、即座に119番通報を行い、その後事務局への連絡を確実に行ってください。
- (4) 作業に伴う養生
施設を汚損、破損、漏水する恐れがある場合は必ず養生をしてください。特に溶接を行う場合は防災シート等により養生を行ってください。
- (5) 工事に伴う申請届の提出
展示ホール内で電気、ガス、アンカーボルト等の工事を行う場合は必ず事前に事務局へ申請届を提出してください(後述)。なお、届出に基づき現場確認を行います。
- (6) その他
 - ① ピット、給湯室流し、トイレ等に塗料や油等を流さないでください。
 - ② 共用部分の移動に、自転車、キックボード等を使用しないでください。
 - ③ その他、工事現場における事務局や事務局警備員等の指示を遵守してください。

7.重量制限について

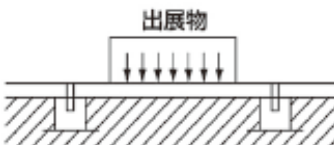
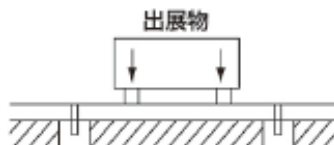
【7-1 重量制限】

- ・展示ホールでは施設構造上、重量展示物に際して一部制限がありますので、下記参考資料の設置方法および養生方法を確認のうえ、施設物及び展示物の配置を計画してください。
また、6 t以上の展示物がある場合は、事務局にご相談ください。

*参考1

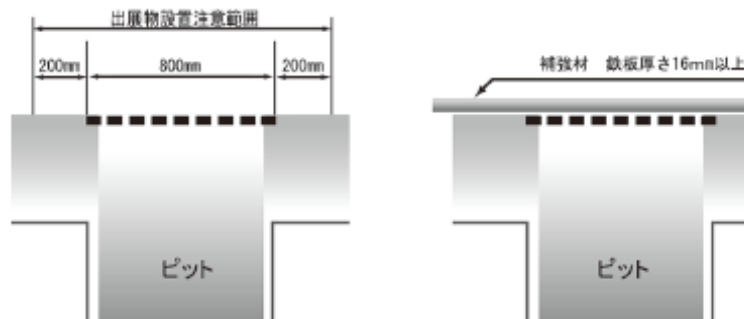
	東4～8ホール、西1・2ホール 南1・2ホール
床面仕上げ	コンクリート
床耐荷重	5t/m ²
アンカー ボルト	打設可（Φ16mm、シールド深さ60mm 以下、ビット蓋上不可）※設置個所により、 上記仕様と異なる場合もあります。
出展物の 重量制限	・出展物の単体重量が50t以上の場合は事務局までご連絡下さい。 ・ビットで囲まれた「区画」単位で総重量の制限があります（次項参照）。このため、1区画に複数の出展物がある場合、事務局は出展物の展示場所等の調整をすることがあります。
その他	総重量（自重+積載重量）が45tを超える車両の乗入れはできません。

*参考2

設置方法	最大積載重量		
	6m × 18m区画	6m × 12m区画	6m × 10m区画
べた置き (均等荷重置き) 	80t	50t	40t
支柱置き (集中荷重置き) 	60tまで かつ 1支柱8tまで	35tまで かつ 1支柱8tまで	30tまで かつ 1支柱8tまで
*ビットの上には支柱を立てないこと			

【7-2 ピット及びその周辺部の重量制限】

- ・1 t/m²以上の施設物及び展示物がピットおよびその周辺部の上部に載る場合は右図に示す要領で補強してください。
詳細は事務局へお問い合わせください。



8.床面工事(アンカーボルトの使用)

【アンカーボルトの使用申請について】

・Startup Future Factoryでは、原則としてアンカーボルトを使用することはできません。

※万が一アンカーボルトの使用を希望する場合は、**2025年8月29日(金)までに、事務局までご相談ください。**



危険物の取り扱いについて

■ 危険物の取り扱いについて

1. 危険物申請について

【1-1 リチウムイオン電池、水素等の危険物品の持込みについて】

- ・リチウムイオン電池、水素等は消防法上、危険物品にあたり、下記申請に該当する場合には消防への申請(禁止行為解除申請)が必要です。
持込む内容を事務局でまとめて消防へ届けますので、危険物品の持込みを検討される場合、

2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:1 展示物情報】にて申請ください。

【1-2 リチウムイオン電池の申請】

①自動車やバイクの場合

リチウムイオン電池の電源を使用した実演がある場合は、申請が必要です。(リチウムイオン電池の電源を使用せずに展示する場合には申請不要です)

※「実演」には、「車両走行」、「車両に搭載されたリチウムイオン電池によりライトやその他の機器を使用可能な状態にすること」が含まれます。

②ロボット、電動自転車、電動キックボード、電動車いす等の場合

実演の際、機器の取扱説明書等どおりに使用しない、または取扱説明書がない場合は、申請が必要です。(説明書どおりに使用する場合は申請不要です)

【1-3 水素の申請】

- ・**水素全般を持込む場合は、申請が必要です。**(水素扱った実演をする場合には事務局にご相談ください。※壁、天井で囲われた構造内では実演不可)

※水素ガスの総質量が5kgを超える又は容器の総容量がガス質量5kgを超える場合、東京消防庁本庁との協議が必要となりますので、

お早めに事務局まで相談してください。また、天井構造部分にて、ガスボンベや水素吸蔵合金等、貯蔵した水素を使用・保管等することはできません。

【1-4 その他危険物品について】

- ・リチウムイオン電池、水素以外の危険物品を持込む場合には、事務局にご相談ください。

【1-5 消防設備の設置について】

- ・危険物持込貯蔵・取扱申請を行う場合は、消防設置が必要となります。費用に関しては、出展者のご負担となりますのでご了承ください。

10型消火器(能力単位2以上)は、お持込みいただく事務局からレンタル(3,520円(税込) ※別途有料オプション)申請をお申込みください。

- ・危険物持込貯蔵・取扱申請申請には、消防設備を記載したレイアウト図が必要となります。

- ・また併せて、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:2 ブース装飾・危険物持込申請】にて申請ください。**

消火器(10型)



薬剤量3kg/放射時間は13~15秒。
全国消防署推奨サイズ
ホームセンター等でも販売されている
一般的なサイズです。

■ 危険物の取り扱いについて

1.危険物申請について

【1-5 危険物の申請対象一覧】

展示物(例)		リチウムイオン電池		水素		その他
		展示のみ	実演(稼働)	展示のみ	実演(稼働)	展示のみ
自動車・バイク		× 申請不要	○ 要申請	○ 要申請	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください
電動自転車、電動キックボード 電動車いす、シニアカー等	説明書通りに使用	× 申請不要	× 申請不要	○ 要申請	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください
	取り扱い説明書通りに 使用しない製品	× 申請不要	○ 要申請	○ 要申請	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください
	取り扱い説明書のない 試作品等	× 申請不要	○ 要申請	○ 要申請	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください
その他		△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください	△ 事務局まで お問合せください

1. 危険物申請について

【1-6 危険物の申請に必要な項目】

・消防へのリチウムイオン電池・水素の危険物申請には下記項目が必ず必要となりますので、危険物持込貯蔵・取扱申請の際は必ず下記内容をご記入ください。
下記内容に不備があると、展示品の変更・設置不可のお願いする場合がございますのでご注意ください。

リチウムイオン電池の場合

- ①製品名
- ②機器の製造メーカー型番
- ③リチウムイオン電池の容量(Ah)
- ④電圧(V)
- ⑤リチウムイオン電池の数量
- ⑥リチウムイオン電池の予備の数量
- ⑦リチウムイオン電池の設置位置
- ⑧機器の写真(外観)
- ⑨機器に搭載されたリチウムイオン電池の「外観写真」
- ⑩「SDS安全データシート」の写し
- ⑪機器に搭載されたリチウムイオン電池の容量記載のラベル写真
- ⑫機器の仕様表または諸元表

水素の場合

- ①製品名
- ②機器の製造メーカー型番
- ③圧縮水素の全体容量(g)
- ④水素の収納容器種別(例:水素吸蔵合金等)
- ⑤個別容器の容量(g)およびその数量
- ⑥水素の設置位置(製品に搭載されている場所等)
- ⑦機器の写真(外観)
- ⑧水素の容器の写真(外観)
- ⑨水素の容器のラベル写真(容量等が記載されたラベル)
- ⑩機器の仕様表または諸元表

■ 危険物の取り扱いについて

2. 危険物持込貯蔵取扱について

【2-1 危険物貯蔵取扱基準】

- ・消防法別表に掲げる物品で一定の危険性状を有するもの(危険物)や、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、または、消火の活動が著しく困難となるものとして指定されたもの(指定可燃物)の貯蔵取扱の基準は次によります。
- ・**危険物指定数量は各社持ち込み可能数量ではございません。総数量が下記表の指定数量のうち10分の1未満であれば持込可能です。**
※場合によってはご要望数量を持ち込めない場合があります。

種別	品名	性質	指定数量	種別	品名	性質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	50kg	第3類		第2種自然発火性物質 及び禁水性物質	50kg
		第2種酸化性固体	300kg			第3種自然発火性物質 及び禁水性物質	300kg
		第3種酸化性固体	1,000kg				
第2類	硫化りん		100kg	第4類	特殊引火物		50ℓ
	赤りん		100kg		第一石油類	非水溶性液体	200ℓ
	硫黄		100kg			水溶性液体	400ℓ
		第1種可燃性固体	100kg		アルコール類		400ℓ
	鉄粉		500kg		第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		第2種可燃性固体	500kg			水溶性液体	2,000ℓ
	引火性固体		1,000kg		第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
第3類	カリウム		10kg			水溶性液体	4,000ℓ
	ナトリウム		10kg		第四石油類		6,000ℓ
	アルキル アルミニウム		10kg		動植物油類		10,000ℓ
	アルキルリチウム		10kg	第5類		第1種自己反応性物質	10kg
		第1種自然発火性物質 及び禁水性物質	10kg			第2種自己反応性物質	100kg
				第6類			300kg
	黄りん		20kg				

品名	数量	品名	数量
綿花類	200kg	可燃性液体類	2m³
木毛及びかんくず	400kg	木材加工品及び木くず	10m³
ぼろ及び紙くず	1,000kg	合成樹脂類(発泡させたもの)	20m³
糸類	1,000kg	合成樹脂類(その他のもの)	3,000kg
わら類	1,000kg	紙類	10,000kg
再生資源燃料	1,000kg	穀物類	20,000kg
可燃性固体類	3,000kg	布類	10,000kg
石炭・木炭類	10,000kg		

【凡例】

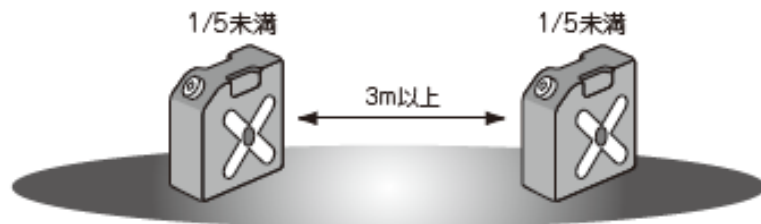
- ガソリン : 第4類第1石油類
 灯油/軽油 : 第4類第2石油類
 リチウムイオン : 第4類第2石油類
 重油 : 第4類第3石油類
 消毒用アルコール : 第4類アルコール類

2. 危険物持込貯蔵取扱について

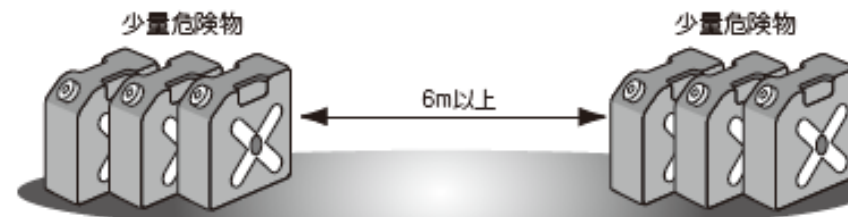
【2-2 指定数量未満の危険物の貯蔵取扱について】

- ・少量危険物とは…指定数量の1/5以上指定数量未満
- ・原則として小間単位に危険物(危険物を取扱う設備、機械等を含む)の数量を算定する。ただし、連続する小間又は近接する小間で危険物を取扱う場合、次により合算し、少量危険物又は少量危険物未満として規制する。

＜例1＞ 相互に少量危険物に該当しない場合は、3m以上の距離が確保できれば合算されない。
※1/5未満と少量危険物の場合も同じ



＜例2＞ 相互に少量危険物に該当する場合は、それぞれ3m以上の空地を保有しなければならないため、6m以上の空地が必要となる。

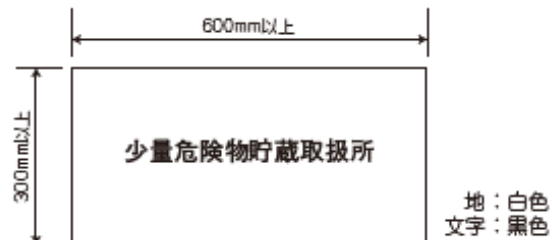


【2-3 少量危険物貯蔵取扱所標識】

- ・少量危険物貯蔵取扱所には、見やすい箇所に標識を掲示する
- ・消防法により「少量危険物貯蔵取扱所」と認められた場合、出展者は小間内に下記少量危険物取扱いおよび火気厳禁の表示を設置しなければなりません。

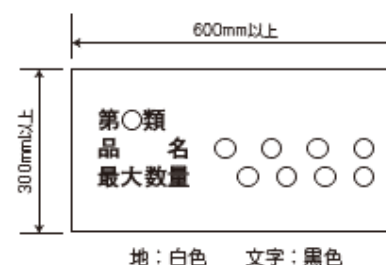
＜東京都火災予防条例施行規則 別表第1＞

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識

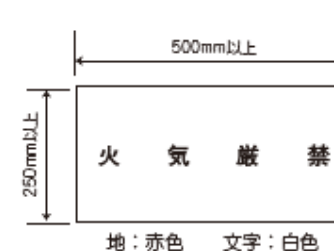


＜東京都火災予防条例施行規則 別表第2＞

少量危険物の類、品名及び最大数量を
掲示した掲示板



火気厳禁の掲示板



2. 危険物持込貯蔵取扱について

【2-4 持込許可危険物の保管方法】

・持ち込みが許可された危険物については、以下「東京都火災予防条例第30条」の条例を遵守し保管ください。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、防火上安全な場所で行うこと。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。

ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等火災予防上安全な措置を講ずること。

(3) 危険物の容器は、当該危険物の性質に応じた安全な材質のものとし、かつ、容易に破損し、又は栓等が離脱しないものであること。

(4) 危険物を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による災害の発生を防止するため、次に掲げる方法により行うこと。

・戸棚、棚等は、容易に傾斜し、転倒し、又は落下しないよう固定すること。

・容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等を設けること。

・他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵すること。

・接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品は、相互に接近して置かないこと。

(5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

(6) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること。

(7) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質に応じて、発火の原因となる他の危険物若しくは物品との接近、接触若しくは混合又は過熱、衝撃若しくは摩擦等を避けること。

・前号の規定は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の規定によらないことが通常である場合においては、適用しない。

この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

(8) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めること。

【2-5 危険物品持込に含まれない行為】

① 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為(実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限ります。)

② 車両等の展示行為(原動機始動を伴うものを除きます。) ※次項参照

③ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為

④ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為

⑤ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

⑥ 【1-2 リチウムイオン電池の申請】に記載の通り、リチウムイオン電池を搭載した既製品の機器(パソコン、スマホ、タブレット等)を持ち込む行為

(ただし取扱い説明書のないもの、開発中のものについては、要届出)

3.車両展示について

【3-1 車両の展示について】

- ・車両展示については、ブース内指定されたスペース内に収まる場合に限り、展示が可能です。
- ・車両を展示(ガソリン車や燃料電池車と電気自動車等)する場合は、車両情報(サイズ・燃料・電気・水素等の使用等)を記載し、必ず、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:1 展示物情報】にて申請ください。**

【3-2 展示車両の注意事項】

- ・展示車両は車両保安基準に適合していることとします。なお、不適合車両については、事務局は展示前・展示中を問わず直ちに撤去を命ずることができるものとします。
また、事務局が特に認めた車両(ナンバー無し)の搬入・搬出に関しては、必ず積載運搬を行い、展示車両等の積み降ろしは決められた場所で行ってください。
- ・道路交通法を遵守してください。
- ・事務局が危険と判断した場合は、出展そのものの取り消し、または中止を命ずる場合があります。

【3-3 ガソリンについて】

- ・燃料タンク内には、必要最低限のガソリンを入れてください。不必要な分は抜いてから展示してください。
※会場内のガソリンエンジンの始動は禁止です。(搬入出時を除く)



防火、消防申請について

1. 防火規定とその申請

【1-1 展示施設の材料(防災規制)】

● 防災上、使用する装飾資材は下記の事項に注意してください。不適格な資材を使用した場合、消防署より、防災物品等への交換または撤去を命じられます。

- ・合板、しなベニヤ、プリントベニヤは厚さに関係なく、防災性能を有したもので、表面に消防法施行規則第4条の4に規定する様式の防災品ラベルが貼付され、裏面に「商品名」と「防災」の文字を付したものとまたは、平成17年消防庁告示第5号に定める難燃処理を施した旨の表示があるものを使用してください。
- ・防災合板に厚い布を装飾貼付する場合は、防災性能を有するものを使用してください。但し、薄い布を防災合板に全面密着して使用する場合は差し支えありません。
- ・展示用合板、カーテン、暗幕・装飾幕等、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、防災物品は、消防庁長官の登録を受けたもの、テント類・シート類等の防災製品は、防災製品認定委員会の定めた基準等に基づき公益財団法人日本防災協会が認定したものを使用してください。会場での防災加工は禁止します。
- ・防災表示は、防災物品及び防災製品の各々に付けてください。防災物品の表示は、消防法施行規則第4条の4の規定する様式で消防庁長官の登録を受けた者の登録番号及び当該物品の防災性能を確認した登録確認機関名が記されたものに限り、防災製品の表示は、公益財団法人日本防災協会が交付したものに限り、
- ・ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、またはナイロン等の石油・化学製品は工作物として極力使用しないでください。但し、スチロール等を切文字程度で来場者の手の届かない場所で使用する場合は除外します。
- ・やむを得ず防災性能が確認できていない防災対象物品等や海外で認定された装飾資材を使用する場合は、所要の申請書とサンプルを公益財団法人日本防災協会にご提出いただき、品質管理等に係る試験成績書の交付を受け、基準に適合している事を証明してください。
- ・特異な装飾材は、事前に消防署の承認を受ける必要がありますので、資料をお持ちのうえ、**2025年8月29日(金)までに事務局**までご連絡ください。
日本の消防法で定めた防災性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。
- ・火気を使用する工事には、消火器を設置して作業を行ない、当該工事は、必要最小限としてください。また、火花が飛散する範囲には可燃物を置かないでください。溶接と溶断作業を行う場合は、火花が飛散する範囲に加え、作業範囲内にも可燃物を置かないでください。あるいは、可燃物に対し不燃性シート等による遮蔽をしてください。

防災ラベル (例)



1.防火規定とその申請

【1-2 対象素材／注意事項】

展示装飾用合版 ベニヤ・プリントベニヤ等	・ベニヤ・プリントベニヤ等基材になる合板は、厚さに関係なくすべて加工による防火処理済の防火合板を使用してください。吹付加工のものは許可されません。 ・装飾品・受付カウンター等に使用する合板も同様です。防火合板を使用しないと消防署の査察の際、撤去や改修が指示されますので厳守してください。
カーペット・カーテン・幕旗類 造花・布・その他可燃物	・カーペット・カーテン・旗(のぼり旗含む)・幕類・造花・布・等可燃性のものは工場加工した防火性能のあるものを使用してください。またこれらの物品 にはそれぞれ1点ずつに防火表示(防火ラベル)をつけなければなりません。
ウレタン・アセテート・ポリエステル・ アクリル・ナイロン等	・ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、ナイロン等は 防火性能を与えることが困難なため使用できません。

2.火器の使用

【2-1 禁止行為】

(1)喫煙について

- ・各展示ホール内は火災予防条例により、全面禁止です。
会場内は、小間内、ホール内、共用部分も含め、搬入出期間および会期中とも全面禁煙です。喫煙は所定の場所にて行なうようご協力お願いします。

(2)裸火の使用

- ・Startup Future Factoryでは、いかなる場合も裸火の使用は禁止です。

3.消防申請について

【3-1 消防申請について】

・出展者全社は消防設備の有無にかかわらず、必ず、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:2 ブース装飾・危険物持込申請】にて申請ください。**

※出展ブース内レイアウト設計の際に出展ブース内のどこからでも最低2方向へ避難できるように通路や開口部を設けた設計をしなければなりません。

※ご提出いただいたレイアウトを事務局より消防署に申請の後、散水障害に該当する場合、消防署より消防設備の設置を指導される場合がありますのでご注意ください。

※消防設置費用に関しては、出展者のご負担となりますのでご了承ください。

10型消火器(能力単位2以上)は、お持込みいただくか事務局からレンタル(3,520円(税込) ※別途有料オプション)申請をお申込みください。

※事前に図面をご提出いただき、仮承認を得た場合でも、設営期間中の消防署の立入検査により、「補助散水栓」および「無線式煙感知器」を設置していただく場合があります。

※面積が小さくても気密性が高い場合は、消防用設備が必要な場合があります。

※消防設備の必要有無、ご不明点は、管轄消防署へお問い合わせください。

※**危険物持込貯蔵・取扱・火器の使用の場合は必ず消防設備が必要となりますのでご注意ください。**

【3-2 消防署の立入検査について】

・施工期間中または完了後、所轄の消防署の立入検査を行う可能性があります。

・関係法規に違反していることが判明した際は、装飾物の撤去、改修を余儀なくされる場合がありますので、十分ご注意ください。

また、消火器の設置の指導を受けた場合につきましては、出展者側でのご用意をお願いします。

・通路には物を置かないでください。特に避難通路、非常口、展示会場内消火栓、消火器の付近は厳禁です。

4.消防用設備等の維持管理について

・各ホールに設置されている消防用設備等の操作・感知・散水・視認障害等にならないように施工してください。

なお、操作を必要とする消火栓、警報設備等の周囲2m以内は物を置かないようお願いします。

※消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の障害とならないような展示等を行ってください。

※屋外消火栓、消防隊用各送水口、消防隊進入スペース付近に車両の駐停車及び物品の存置をしないようお願いします。

※自動火災報知設備の感知障害とならない展示等をお願いします。

※非常電話・非常警報設備の視認障害及び警報音障害並びに操作障害とならない展示等をお願いします。

※誘導灯・誘導標識等の視認障害とならない展示等ならびに、誘導灯の破損防止に努めるようお願いします。

※通路・階段・出入口扉の付近には物を置かないでください。

Startup Future Factory

インフラ関連

1.電気関係

【1-1 電気利用について】

・Startup Future Factoryでは、出展ブース備え付けで1.5kw 平行コンセントを事務局で設置します。

※ ★ 以降の配線につきましては出展者側にてご対応ください。(各出展ブースページ参照)

【1-2 電気の供給】

(1)電気方式

交流単相	100V	50Hz
------	------	------

※上記以外の電圧の供給が必要な場合は追加オプションとなります(次項)

(2)供給期間

10月				11月										
28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun		
A 枠				B 枠				C 枠						
13:00 ~ 15:30	07:00 ~ 21:00	07:00 ~ 21:00	09:00 ~ 21:00	08:00 ~ 19:00	21:00 ~ 23:30	08:00 ~ 20:00	08:00 ~ 21:00	09:00 ~ 21:00	09:00 ~ 19:00	21:00 ~ 23:30	09:00 ~ 21:00	09:00 ~ 21:00	08:00 ~ 21:00	08:00 ~ 18:00

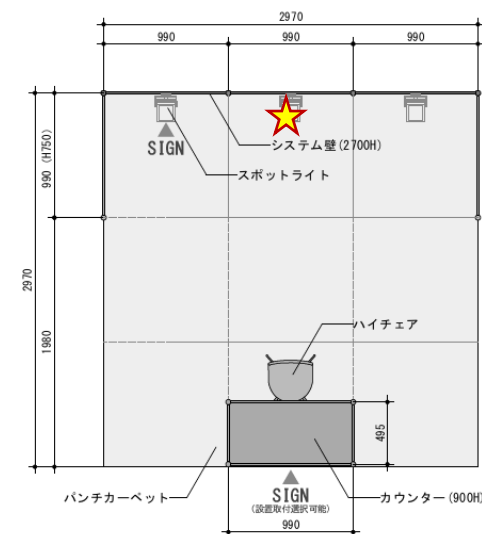
※通期出展の場合、11月1日・5日は21:00までの通電となります

※出展者は実演にあたり、必要に応じて事故防止のための充分な保護装置を施してください。(持込まれる機器の漏洩電流は200mA未満としてください。)

※電源異常および事故による停電、または電圧降下のため実演展示物を損傷した場合、事務局はその責任を負いませんので、ご了承ください。

※前項の出展ブース備え付けで1.5kw 平行コンセントの24時間通電をされる場合も上記申請が必要です。

例)出展ブース(SU/部工会)



★ ……電源位置

1.電気関係

【1-3電気追加申請】

- ・電気の追加申請は、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:3 インフラ関連】にて申請ください。**
- ・電気幹線工事にて供給する電気方式、周波数は次の通りです。

供給区分	電流値	周波数	電圧	電気方式
展示電灯	30Aまで	50ヘルツ	100V	交流単相 2 線式
展示電灯	30A超過	50ヘルツ	100V・200V	交流単相 3 線式
展示動力	すべての電流値	50ヘルツ	200V	交流 3 相 3 線式

※前項の出展ブース備え付けで1.5kw 平行コンセントの24時間通電をされる場合も上記申請が必要です。

【1-4 工事費と使用料】

- ・電気幹線工事(一次工事)および、小間内電気工事(二次工事)は、事務局にて実施します。
申請いただいた内容及び、提出いただいた「電気工事図面」をもとに、ご指定の場所に開閉器またはコンセントをご用意します。
- ・電気工事費、資料量は、1Kwにつき、下記料金です。
 - 電気工事費(幹線工事、小間内電気工事含む) : 交流単相/100V/50Hz、交流単相/200V/50Hz、交流三相/200V/50Hzともに55,000円(税込)
 - 24H通電 : 交流単相/2線式、交流単相 3 線式、交流 3 相 3 線式ともに追加電気代22,000円(税込)
- ・電気追加使用等は、期日までに納入が確認できない場合、ご用意いたしかねます。(当日のお申込みは不可ですのでご注意ください。)
※お申込みいただいた電気容量より消費電力量が多くなった場合、会場停電等のトラブルになりますので、余裕を持った容量をお申込みください。
※申請いただいた容量に達しなかった場合でもご返金はいたしておりませんのでご注意ください。

【1-5 変圧器(トランス)等の持込み】

- ・変圧器等を持ち込む場合は、事務局までご相談ください。(高圧の変電設備(全出力が20kW以上)を持ち込む場合は、消防署への届出が必要となります。)

2.インターネット接続サービスについて

【2-1 インターネット接続について】

・全出展者共有の回線(Wi-Fi)となりますので、出展ブース運営に必要な機器のみご利用ください。

※出展者側でWi-Fiのご用意やデザリングの利用は、出展物等に影響を及ぼす可能性がありますのでご注意ください。

【2-2 共有インターネット種類】

■ 共有回線種別：出展者マニュアルにてご案内します。(9月下旬予定)

※共有回線については、通信キャリア/プロバイダ/が提供するベストエフォートサービスを利用しています。

その為、回線速度の保証および、当該回線障害/プロバイダ障害による補償は一切致しかねます。

※セキュリティ対策としてVLANにより、出展者間の通信制御を行います。

※各出展者においては使用機器のアップデートや、アンチウイルス等のセキュリティ対策を必ずお願いします。

※セキュリティ対策をされていない機器からのウイルス発生によるネットワーク障害や、他出展ブースに障害を及ぼした場合、復旧に関わる費用をご負担いただく場合がございますので、ご注意ください。

※コンピュータウイルスを防ぐために、ネットワークの監視を常時おこないます。

出展者ブースより、ウイルス発生が疑われる場合、当該ネットワークを切り離し出展ブース責任者と協議のうえ対策を施す場合があります。

【2-3 単独インターネット回線】

・事務局では出展者の申込により、会期中およびその前後の指定期間中、出展小間内に共有回線インターネット、光高速通信回線、ローカル5Gを臨時に架設します。

(1)使用申込

2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:3 インフラ関連】にて申請と合わせて「臨時通信設備設置位置図」をアップロードしてください。

(2)工事費と使用料

回線種類		工事費(税込)
共有回線 インターネット	最大10Mbps	33,000円/回線
	最大100Mbps	55,000円/回線
光高速通信回線	最大10Mbps	77,000円/回線
	最大100Mbps	110,000円/回線
ローカル5G ※西展示棟のみ	上り 100Mbps	33,000円/Simサービス
	下り 200Mbps以上	110,000円/ローカル5G端末(専用Sim内蔵ルーター)

Startup Future Factory

運営諸注意事項

1.実施内容について

【1-1 実施内容の申請について】

・運営・演出内容について、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:1 展示物情報】にて申請ください。**

【1-2 実施内容諸注意】

(1)展示物の実演

- ・出展者は、展示物のより深い理解を得るため、小間内で実演をすることができます。実演によって発生する恐れのある人体または財貨の損傷、火災及び通行の障害等の危険防止については万全の措置を講じてください。実演にあたり、防法その他関係法令は厳守してください。
 - ①ターンテーブル等を設置する場合は、衣服や手足、指等の巻き込み等が発生しないよう計画してください。また、混雑時は一時運転を停止する等事故防止の運営に努めてください。
 - ②照明機器等の発熱による火傷の防止対策を講じてください。
 - ③特に強度の音響、光線、熱気、煙、塵埃、ガス、臭気、振動等が発生することが予想される場合は、予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置をとってください。
 - ④展示ホール内では、エンジンを始動することはできません。
 - ⑤触れさせる出展車両は警報器が鳴らない措置を講じてください。
 - ⑥展示ホールには消防設備として光電式分離型煙感知器等の感知器が設置しており、煙により感知器が発報する恐れがあります。
このため、これら消防設備の障害となる発煙を伴う実演(スモークマシン等)は禁止します。
 - ⑦事務局は、会場の保全、秩序の維持、公衆の安全、他の出展者の影響等で支障があると認めた実演については、出展者に対し必要な対策を要求し、実演の制限または中止をお願いする場合があります。
 - ⑧万一、実演によって来場者その他に損害を与えた場合には、当該出展者が責任を持って対応してください。

(2)展示演出

- ・展示演出を行なう場合は、下記を条件とします。
 - ①展示物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結する企画としてください。
 - ②来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙等で迷惑をかけ、また雑踏(共通通路の通行障害を含む)により来場者に著しい混乱が生じる恐れのないようにしてください。

2.音響について

・スピーカーの設置については、下記の通りに規制を設けます。

①スピーカ等の拡声装置を、近隣出展ブースに対して正面に向けることを禁じます。

必ず、通路に対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカを設置する場合は、スピーカの中心軸を下向きに45度以内とし、かつ自社の出展ブース仕切線を越えないこととします。

②出展ブースの境界線から3m離れた通路上の高さ1.5mでの測定値は、77デシベル(dB)以下に規定します。

③自立スピーカーで、角度をつけられないものは違反となります。

④ラインアレイスピーカーの場合、音が出る一番上部のスピーカーの中心軸が、通路の中心境界線を越えないように設置してください。

(1)スピーカーの取付位置

・取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこととします。(右図参照)

(2)音量の制限

・音量は最高77dB以下としてください。

・測定器で検知できない重低音についても、周囲の出展者に十分配慮してください。

・音響設備を使った演出については、隣接展示との時間調整をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

・会期中の閉場時刻より30分間は、来場者の速やかな退場を音響装置の使用、リハーサル等を禁止します。(終礼等の目的の場合を除く)

(3)ワイヤレスマイクの使用について

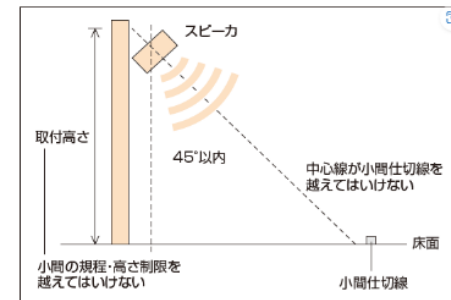
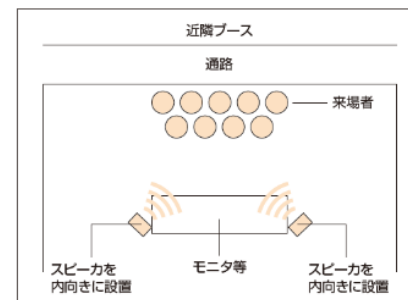
・ワイヤレスマイクロフォンを使用する場合は、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:4 ワイヤレスマイク申請】にて申請ください。**

但し、利用状況によっては、出展者間に限らず、ショー会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出展者の責任で使用してください。混信があっても事務局では一切責任を負いません。

※日本国内では、日本の電波法に基づいたワイヤレスマイク(A型、B型等)以外使用できません。

※東京ビッグサイトでは、TVホワイトスペース35chにてエリア放送(フルセグ)が運用されています。当該周波数との干渉が考えられますのでご注意ください。

※ワイヤレスマイク利用の際の不明点は、(一社)特定ラジオマイク運用調整機構にお問い合わせください。



2.音響について

(4)トランジスタ・メガホン(拡声器)の使用について

- ・出展ブース内スタッフが持つトランジスタ・メガホン(拡声器)の使用は、出展ブース混雑時の誘導や緊急時の避難誘導以外での使用は禁止します。
※来場者の呼び込みには使用できません。

(5)音量規程違反出展者への対応

- ・音量測定により音量超過が認められた出展者又は周囲への著しい影響のある重低音を発する出展者に対しては、改善勧告を行ない、出展者はこれに従わなければなりません。
改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用します。

なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音等により、苦情があった場合も同様の扱いとします。

(1)改善勧告が通算で3回目となった場合：翌開催日の午前中、音響設備の使用禁止。

(2)上記(1)の処分が3回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間、音響設備の使用禁止。

3. 物品の配布について

- ・物品を配布する場合は、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:6 サンプル申請】にて申請ください。**
 - ※飲食物の配布・手提げ袋(バッグ)・風船は一切配布禁止します。
 - ※来場者へのカタログ・パンフレット(DVD等を含む)の配布は可とします。
 - それ以外の物品を配布する場合、来場者ノベルティの価格に関しては、一人当たり最高で市価500円(税込)以内の物品としてください。
 - ※出展ブースの外および通路上における来場者に対する配布は禁止とします。
 - 上記違反を発見した場合、事務局で注意しますが、改善が見られない場合、配布を中止いただく場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 出展ブース内 配信・収録について

- (1) 自社番組収録・配信を実施予定の出展者は、必ず、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:8 広報申請】にて申請ください。**
収録に際して、近隣出展ブースのリハーサル音を拾う可能性もあるため、提出されたスケジュールは隣接する出展者に共有されます。
必要に応じて出展ブース担当者同士で確認・調整してください。
- (2) 自社エリア及び開催風景・雑観の撮影・配信等において、個人を特定できる情報(個人の容貌を含みます)及び著作物を記録し、それをウェブサイトやSNS、雑誌等の媒体に掲載する場合、当該被写体の著作権・肖像権に抵触しないよう適切な処理を行なってください。
万が一トラブルがあった場合、主催者は一切その責任を負わず、出展者において解決いただきます。
- (3) 展示ホールの自社出展ブースから配信を行う出展者は、配信トラブルを避けるため、配信専用の回線をご用意ください。
- (4) 一般のお客様の映り込みにつきましては、出展者の責任のもと対応をお願いいたします。
- (5) 会期中は閉館前10分前頃から「閉館アナウンス」や『蛍の光』の館内放送を流します。
また、開館前・閉館後についても事務局からの連絡事項を館内放送で流す場合があります。自社出展ブースからの配信にあたってはご注意ください。
※館内放送を優先いたしますのでご注意ください。
※配信・収録にてワイヤレスマイクを使用する場合につきましては、前項にてご説明させていただきましたワイヤレスマイク申請にてご申請をお願いします。

5.入門証関連

- ・開催期間中(プレスデー・特別招待日も含む)及び搬入搬出期間中有効の「出展者入門証」を、以下の数量で無償配布します。
また、不足する場合の追加に関しては、出展者入門証 3,000円(税込)で、出展者管理システム/オプション備品」で追加可能です。

出展種別	出展者 入門証	搬入搬出車両 ステッカー (搬入)	搬入搬出車両 ステッカー (搬出)
23年Pitch Contest & Award グランプリ企業	10	事前申請枚数	事前申請枚数
スタートアップ企業	5		
大学	3		
日本自動車部品工業会	5		

- ・搬入搬出車両ステッカーの発行は、展示または施工物を運搬する車両のみに発行します。
事務局より10月中旬に現物を送付しますので**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:5 搬入・搬出申請】にて申請ください。**
- ・人員輸送のための車両(バス、乗用車、二輪車)は搬入搬出期間、会場内への乗り入れ及び駐車は禁止します。
- ・車両の留置きは一切できませんので、荷下ろし終了後、速やかに車両を移動してください。※周辺の駐車場をご利用ください。

6.関係者動線

詳細につきましては、9月下旬に配布します『出展者マニュアル』にてご案内いたします。

7.廃棄物処理・清掃につきまして

【7-1 本番期間中のごみ処理について】

- ・期間中（搬入搬出期間を含む）に使用した残材、廃材、紙屑等の産業廃棄物出展者の責任においてお持ち帰りください。
- ・出展者のショー期間中(搬入搬出期間を含む)に発生する産業廃棄物は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等に従って、出展者の排出責任と費用負担で適切に処理してください。
- ・産業廃棄物の処理を廃棄物処理会社に委託する際は、廃棄物管理表(マニフェスト)を交付し、委託した廃棄物が最終処分された事を確認してください。
※ごみの留置・破棄は決して行わないでください。万が一会場に放置されていた場合は、事務局にて処分し、その処理費を後日事務局より請求します。

8.その他・諸注意事項

【8-1 遺失物・拾得物】

- ・遺失物・拾得物については、事務局またはインフォメーションにお届けください。
- ※拾得した時間や場所を合わせてお伝えください。

【8-2 安全管理義務】

(1)事故の予防

- ①すべての出展者は、出展ブース運営によって発生する恐れのある人体または財物への損傷、火災等の防止には万全を期してください。
- ②光線・熱気・粉塵・ガス・臭気・振動等の発生が予想される場合もすべて出展ブース内で完結し、他の出展者に影響を及ぼすことのないよう十分に注意してください。
- ③自社出展ブースの来場者の誘導整理、安全管理を徹底してください。また管理責任は各出展者が負うものとします。
- ④事務局は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員及び警備員の配置等の対策を講じますが、出展者は開場時間中、必ず自己の小間に常駐し、来場者の応対、出展物の保全、維持管理を行ってください。
- ⑤特に、土・休日等の混雑時を想定した小間の設計、来場者動線の確保、一方通行誘導等の雑踏対策を講じてください。
- ⑥万一事故が発生した場合は、直ちに事務局に届出ると共に、出展者の責任において解決しなければなりません。
- ⑦展示施設は地震発生時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動等の初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行ない、また確認をしてください。

(2)資材の管理

- ①安全面の観点から、開催時間中にホール内で台車を使用することは禁止します。
- ②通路・他の出展ブース等に資材を集積することや、かご台車を放置することを禁止します。

【8-3 出展物の管理】

- ・事務局では搬入・設営期間から開催・搬出期間終了まで、警備スタッフを配し盗難防止に努めておりますが、展示品、プラットフォーム等の関連機器、装飾物、備品等の管理は、搬入出時・夜間を通じて、各出展者にて行なってください。(事務局での一時預かりは行いません。)
- 各出展者にて貴重品の管理(セキュリティワイヤーの設置、ロッカーでの保管、警備員の配置等)を徹底して盗難被害発生の未然防止に努めてください。



搬入・搬出について

1. 宅配業者による搬入・搬出について

【1-1】搬入・搬出についてのお願い

搬入・搬出の時間が限られておりますため、手配物につきましては、なるべく宅配便やリース品でのご対応をお願いいたします。

【1-2】宅配便の利用について

- (1)原則、宅配業者はヤマト運輸にてお願いします。
- (2)伝票には右記をご参照に必要事項の記載をお願いします。
- (3)「**発送物管理ラベル**」(次頁参照)に発送物の内容(種類、数量等)を記載し、
発送物側面に貼り付けて発送ください。(カラー出力、A5以上サイズにて出力ください)
- (4)伝票上は、お届け日を指定したうえで「**会場に指定日の前日までに届くよう**」
余裕をもって発送ください。

●伝票必要事項

・郵便番号	〒135-0063
・住所	東京都江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト 西展示棟
・展示会名	Japan Mobility Show 2025
・ホール番号／小間番号	西2ホール Startup Future Factory /小間番号〇〇〇
・出展者名	〇〇〇〇
・担当者名	△△△△
・担当者電話番号	* * * - * * * - * * * * (携帯番号)

【1-3】会場からの発送について

- (1)事務局でのお預かりや送付対応の代行は受け付けておりませんので、各出展者で必ずご対応ください。
- (2)発送方法は、着払いでの対応となります。(宅配業者との個別の特約料金は適用されませんのでお含みおきください)
- (3)着日指定は、翌日の出荷扱いになるため、関東の場合でも翌々日以降の指定をお願いします。
- (4)事務局で伝票のご用意はございませんので各社でご用意ください。
- (5)ご利用の際には、輸送に耐えられるように、梱包の徹底をお願いします。
※梱包資材は、出展者にてご準備ください。壊れやすい物品は、必ず品名欄に「ワレモノ」「精密機器」等の明記をお願いします。
※出展ブース内に荷物を置いたままお帰りになった際の、盗難・紛失等の責任は負いかねますのでご了承ください。
- (6)宅配カウンターにつきましては**出展者マニュアルにてご案内します。(9月下旬予定)**

■ 搬入・搬出について

1. 宅配業者による搬入・搬出について

【1-4】発送物管理ラベルについて

- ・宅配業者を利用しての搬入・搬出を行う場合は、宅配業者の伝票とは別に事務局にて用意する発送物管理ラベル(P70-72)を各出展者にてカラー出力(A5以上サイズ)、必要事項を記載したうえで、必ず段ボールの側面に発送物管理ラベルを貼付し発送ください。
※出展期間(出展開始日)により、発送物管理ラベルが異なります。各社出展開始日に合わせたラベルをご使用ください。
※発送物管理ラベルの貼付がないお荷物につきましては、ご希望の指定日時にお届けが出来ない場合がございますのでご注意ください。



搬入用段ボールイメージ

※本ラベルを出力の上、発送物側面に貼り付けてください。 発送物管理ラベル Japan Mobility Show 2025	
ホール番号	西2ホール Startup Future Factory
出展者名	
小間番号	
出展期間	10月28日～ 月 日
内容物	
個口数	
/ 個口	

※本ラベルを出力の上、発送物側面に貼り付けてください。 発送物管理ラベル Japan Mobility Show 2025	
ホール番号	西2ホール Startup Future Factory
出展者名	
小間番号	
出展期間	11月1日～ 月 日
内容物	
個口数	
/ 個口	

※本ラベルを出力の上、発送物側面に貼り付けてください。 発送物管理ラベル Japan Mobility Show 2025	
ホール番号	西2ホール Startup Future Factory
出展者名	
小間番号	
出展期間	11月5日～ 月 日
内容物	
個口数	
/ 個口	

- ※宅急便で発送可能なサイズ：3辺計200cm以内／1梱包30kg以内／最長辺170cm以内
- ※ 搬出時の荷物は、輸送上問題ないように、しっかりと梱包してください。
- ※ 梱包不偏の荷物は、荷受けをお断りする場合があります。破損等が発生しても責任は負いかねます。
- ※ 外装異常の無い破損荷物は、補償致しかねますので、厳重な梱包をお願いします。
- ※ 精密機器は、メーカー専用箱での発送のみ受付けます。梱包状態により、荷受け出来ないものもあります。

* 本ラベルを出力の上、発送物側面に貼り付けください。

発送物管理ラベル

Japan Mobility Show 2025

ホール番号	西2ホール Startup Future Factory
出展者名	
小間番号	
搬入・出展期間	10月28日～ 月 日
内容物	

個口数

／
個口

* 本ラベルを出力の上、発送物側面に貼り付けください。

発送物管理ラベル

Japan Mobility Show 2025

ホール番号	西2ホール Startup Future Factory
出展者名	
小間番号	
搬入・出展期間	11月1日～ 月 日
内容物	

個口数

／
個口

* 本ラベルを出力の上、発送物側面に貼り付けください。

発送物管理ラベル

Japan Mobility Show 2025

ホール番号	西2ホール Startup Future Factory
出展者名	
小間番号	
搬入・出展期間	11月5日～ 月 日
内容物	

個口数

／
個口

2.車両による搬入・搬出について

【2-1】搬入・搬出申請について

- ・車両による搬入・搬出を行う場合、**2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:5 搬入・搬出申請】にて申請ください。**
※展示車両の搬入・搬出を行う場合も上記申請を行ってください。

【2-2】搬入・搬出時間について

- ・搬入・搬出は出展パターンによって定められておりますのでご注意ください。
【A：10月29日(水)～11月01日(土)】 搬入：10月28日(火)13:00-15:30 / 搬出：11月01日(土)19:00-20:30
【B：11月02日(日)～11月05日(水)】 搬入：11月01日(土)21:00-23:30 / 搬出：11月05日(土)19:00-20:30
【C：11月06日(木)～11月09日(日)】 搬入：11月05日(水)21:00-23:30 / 搬出：11月09日(土)18:00-19:30

※出展者の搬出時刻までにすべて撤去、搬出をお願いします。

【2-3】注意事項

- ・搬入・搬出の時間が限られておりますため、手配物につきましては、なるべく宅配便やリース品でのご対応をお願いいたします。
- ・上記搬入・搬出時間以外は、車両による搬入・搬出は行えません。予めご了承ください。
また、搬入・搬出時間内においても、ホール内への進入はできません(展示車両は除く)
- ・人員輸送のための車両(バス、乗用車、二輪車)は、会場内への乗り入れ及び駐車は禁止します。
- ・展示車両の行なう場合は、共通通路カーペット等を汚損しないよう養生してください。
- ・エンジンを始動して車両を移動する場合は、安全・換気に留意して最小限度の範囲で行なってください。
- ・作業にあたっては出展者の立ち会いを条件とします。運送業者等に委託する場合も同様とします。
- ・作業は原則として小間内で完結するものとし、共通通路の占有、施工に伴う臭気、粉じん等により他に迷惑を及ぼさないようにしてください。
- ・重量物の搬入・搬出・据付設置にあたっては、床面に集中荷重がかからないよう分散措置をしてください。

3. 搬入・搬出 車両ルート

詳細につきましては、9月下旬に配布します『出展者マニュアル』にてご案内いたします。

※車両申請につきましては、

2025年8月29日(金)までにブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:5 搬入・搬出申請】にて申請ください。

4.駐車場の利用について

東京ビッグサイト施設内に出品者向けの無料駐車場は設けておりません。

詳細につきましては、9月下旬に配布します『出品者マニュアル』にてご案内いたします。



オプション備品について

1. オプション備品について

・オプション備品(オプション備品イメージをご参照ください)については、

2025年8月29日(金)までに、ブース出展 出展者管理システム【出展内容申請:10 オプション備品申請】にて申請ください。

※数に限りがございますので、お断りさせて頂く場合がございます。

※ご返却の際に不具合や故障が見られる場合、別途ご請求させて頂く場合がございます。

※お申し込み後のキャンセルは原則不可とさせて頂きます。当日不要となった場合は、自社出展エリア内にて保管をお願いいたします。

・**オプション備品のお渡し**：お渡しのみとなりますので、詳細ご設置は出展者様にて行ってください。詳しくは、出展者マニュアルにてご案内します。(9月下旬予定)

・**オプション備品の回収**：スムーズな回収のため、オプション備品は出展エリア端にまとめてください。詳しくは、出展者マニュアルにてご案内します。(9月下旬予定)

2. オプション備品イメージ

※価格はすべて税込

1~3 エキゾチック
中棚あり 色調:白色



W1200×D600×H750	13,200円
W1500×D600×H750	15,400円
W1800×D600×H750	18,700円

4~7 会議テーブル
色調:白色



W900×D450×H750	1,980円
W1200×D450×H750	1,980円
W1500×D450×H750	2,310円
W1800×D450×H750	2,310円

8~13 丸テーブル
色調:白色



450Φ×H700	3,960円
450Φ×H1000	3,960円
600Φ×H700	4,510円
600Φ×H1000	4,510円
900Φ×H700	4,730円
900Φ×H1000	4,730円

14~19 角テーブル
色調:白色



450×450×H700	4,730円
450×450×H1000	4,730円
600×600×H700	4,730円
600×600×H1000	4,730円
750×750×H700	4,730円
750×750×H1000	4,730円

2.オプション備品イメージ

※価格はすべて税込

20

パイプイスに
樹脂



W514×D463×H430

550円

21～22

ミーティングチェア(白・黒)
※色をお選びください



W440×490×H750

1,320円

23～25

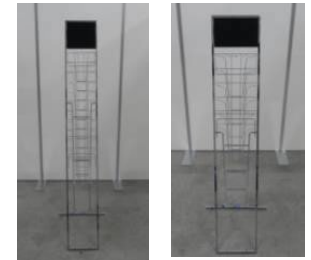
スタンドイス(白・黒)
※色をお選びください



H500	3,190円
H600	3,190円
H700	3,190円

26～27

カタログスタンド
※A4タイプ



12段	6,380円
6段	4,730円

28

卓上カタログスタンド



3段

1,650円

29

パネルスタンド



W300×D300×H1100～1850
※取付け部分 200×200

3,190円

30～31

ポールパーテーション



ポールスタンド
チェーン白 10M

2,420円

660円

32

スチールラック



W900×D300×H1800

4,730円

2.オプション備品イメージ

※価格はすべて税込

33 白布



1600×3000 1,980円

34 消火器10型



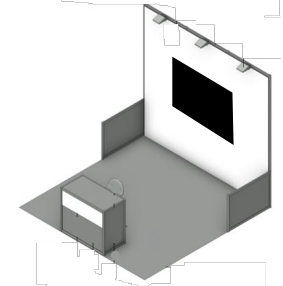
3,520円

35 多目的ボックス(鍵付き)



W600×D450×H750 9,680円

36～37 液晶ワイドディスプレイ(壁面設置)



65inch程度 140,000円
43inch程度 100,000円

38～39 液晶ワイドディスプレイ(自立スタンド込み)



65inch程度 130,000円
43inch程度 90,000円

40 液晶ワイドディスプレイ
木工化粧制作



※液晶ワイドディスプレイ(自立スタンド込み)の装飾費用となります。
※液晶ワイドディスプレイは別途ご注文ください。
180,000円

2.オプション備品イメージ

※価格はすべて税込

41

ブース壁面グラフィック制作

【制作イメージ】

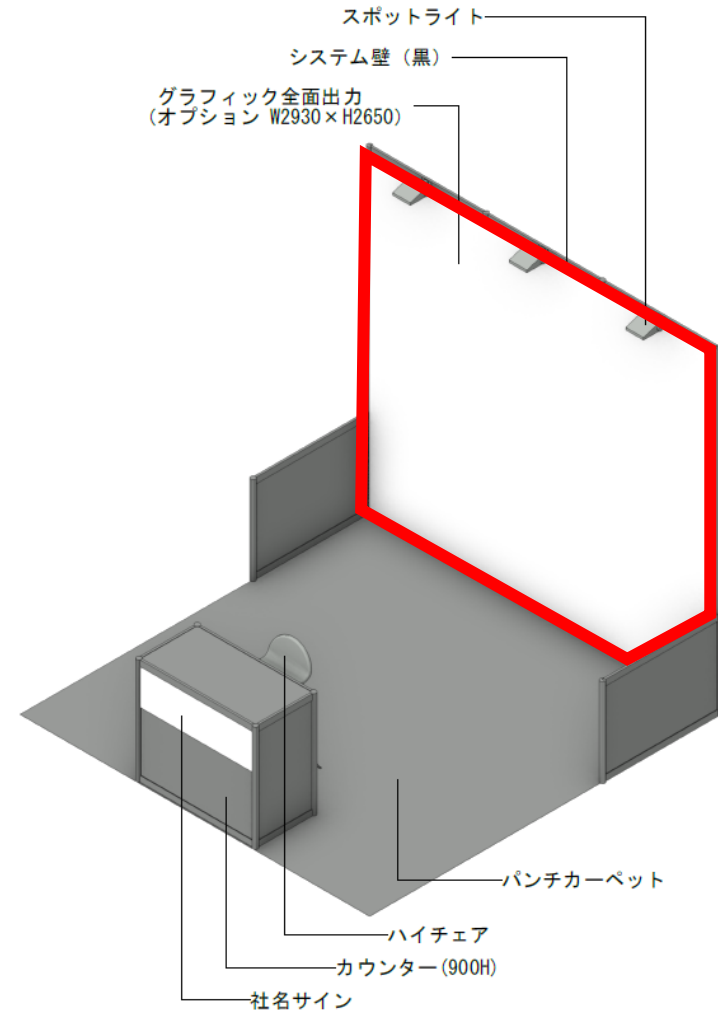
- ・ブース背面の全面のグラフィック出力が可能です。
- ・サイズ：W2,930mm×H2,650mm
- ・データは出展者から完全支給

【データ入稿日】

- ・10/10(金)

【金額】

165,000円(税込)



Startup Future Factory

The logo for Startup Future Factory features a stylized 'F' composed of several overlapping circles in shades of blue, green, yellow, and orange. A horizontal line is positioned below the text.

問い合わせについて

お問い合わせ・緊急連絡先一覧

お問い合わせ内容	担当	連絡先
出展関連全般	Japan Mobility Show 2025 Startup Future Factory事務局	E-mail: SuFF_booth@jms2025.com 受付時間：平日10:00～17:00
消防	【相談窓口】 深川消防署 有明分署 【申請窓口】 Japan Mobility Show 2025 Startup Future Factory事務局	【相談窓口】 TEL:03-3529-0119
ワイヤレスマイク	【相談窓口】 一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構 【申請窓口】 Japan Mobility Show 2025 Startup Future Factory事務局	【相談窓口】 TEL 03(5273)9806 FAX 03(5273)9808 受付時間：平日10:00～18:00